

LIBRA

2026年 4 月号

〈特集〉

公証人に訊く

—公正証書のデジタル化・ウェブ会議(リモート方式)による作成など—

〈インタビュー〉

棋士 伊藤 匠さん

〈クローズアップ〉

2026年度 役員紹介

〈新連載〉

パブリック事務所のこれから



満開の桜の森の下をゆく



桜の散花ほど時の流れを感じさせるものはありません。
車窓から見上げる桜は、ただただひっそりと、そして、ひらひらと散り続けるばかりでした。
桜って、美しいというより、ちょっと美しすぎる…、そして、その時に終わる…。
そんな「名前を付けて保存」する桜の季節を待っています。
わたらせ溪谷鐵道 中野駅

会員 五反 章裕 (63期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2026年4月号

特集

02 公証人に訊く

—公正証書のデジタル化・ウェブ会議（リモート方式）による作成など—

- 第1 公正証書のデジタル化 原 啓一郎
- 第2 「ウェブ会議を利用した公正証書の作成」について 大久保正道
- 第3 公証人手数料の改訂 金子 武志

インタビュー

16 棋士 伊藤 匠さん

クローズアップ

20 2026年度 役員紹介

ニュース&トピックス

- 24 ・プラハ・ブルノ・ジュネーヴ訪問記
- ・公開学習会「今日から始めるカスハラ対策」実施のご報告

新連載

- 30 パブリック事務所のこれから
- 第1回 人生と向き合う法律事務所へ—東京パブリック前編— 長谷川 翼

連載等

- 27 常議員会報告（2025年度 第10回）
- 28 刑事拘禁制度改革実現本部ニュース No.48
北海道大学病院附属司法精神医療センター見学記 神谷竜光
- 29 今こそ変えるぞ！再審法
第10回 法制審議会の審議の問題点について 河井匡秀
- 32 法律家のための税法知識
第11回 【税務訴訟】非上場株式評価への総則6項適用否定事例 今川正顕
- 34 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第42回 「弁護士抜き裁判」特例法案と弁護士自治 堂野達之
- 35 こんな活動しています～法律研究部・同好会～
vol.12 将棋会 将棋会のご案内 中嶋 翼
- 36 わたしの修習時代
かけがえのない時間 56期 手打寛規
- 37 77期リレーエッセイ
新人弁護士、「かわい子ちゃん」を目指す 田中美早
- 38 心に残る映画
『フランケンシュタイン』 鈴木利碩
- 39 コーヒーブレイク
トトノ「ワナイ」サウナの勧め 野田直志
- 40 会長声明
- 45 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

公証人に訊く

—公正証書のデジタル化・ウェブ会議(リモート方式)による作成など—

多様な分野の手続でデジタル化など、新たな取組みが進んでいます。昨今、弁護士が携わることが増えている「公証実務」においてもデジタル化、またウェブ方式によるリモートの運用が始まりました。既に、ご経験されている方もいらっしゃるのではないでしょうか。

この度、日本公証人連合会の公証人の皆様に、最新の公証実務の運用についてご執筆いただきました。LIBRA2026年3月号「民事裁判の電子化」に続いて、会員の皆様にとっても実務に直結する充実した内容となっています。ぜひご熟読の上、ご活用いただければ幸いです。

LIBRA 編集委員 佐藤 顕子

CONTENTS

第1	公正証書のデジタル化	2頁
1	はじめに	
2	公正証書のデジタル化について	
第2	「ウェブ会議を利用した公正証書の作成」について	6頁
1	はじめに	
2	条文の確認	
3	ウェブ会議方式の要件について	
4	相当性の判断基準について	
5	ウェブ会議方式のための必要機材等	
6	ウェブ会議方式による手続の実際	
第3	公証人手数料の改訂	11頁
1	はじめに	
2	改正理由	
3	改正の内容	

第1 公正証書のデジタル化

日本公証人連合会総括理事・丸の内公証役場公証人 原 啓一郎

1 はじめに

令和5年に、民事関係の諸手続のデジタル化を内容とする「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第53号)が制定された。この法律の中の、公正証書のデジタル化を中心とする公証人法の改正(以下「本改正」といい、改正後の公証人法を「新法」という)に関する部分が、令和7年10月1日に施行された。

もともと、この施行日に全国一斉に公正証書がデジタル化されたわけではなく、公証人法に基づき指定を受けた公証人がデジタル公正証書を作成することとされた(新法7条の2)。東京では、令和7年10月1日、14日、20日の三段階に分けて公証人が順次指定を受け、その後東京以外の公証人が地域ごとに順次指定を受けて、同年12月15日に四国と北海道の公証人が指定され、我が国の公証人全員が指定公証人としてデジタル公正証書を作成するようになった。

本改正により、これまで紙で作成していた公正証書

原本が原則として電磁的記録で作成されることとなった。また、これに併せて、所定の要件（後記第2に記述）を充たす場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法、すなわちウェブ会議（リモート方式）での公正証書の作成が可能となった。

以下、公正証書のデジタル化（リモートによる作成を除く）について概要を説明するが、文中意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りしておく。

2 公正証書のデジタル化について

(1) デジタル公正証書の概要と要件

公正証書のデジタル化により、これまで書面、すなわち紙の文書として作成・保管していた公正証書の原本を、原則として電磁的記録で作成し、保管することになった（新法36条）。

公正証書原本を従来どおり書面で作成・保管するのは、「電磁的記録をもって公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合」（新法36条2号）に限られている。ここでいう困難な事情とは、①法的にデジタルでは作成できないこととされている場合と、②システム上の理由や物理的な理由によりデジタルでの作成が困難な場合がある。

本改正後は、次のア、イのような例外を除き、全ての公正証書原本が電磁的記録として作成されることになった。なお、日本公証人連合会（以下「日公連」という）では、電磁的記録で作成する場合、電子文書の形式として広く利用されているPDF形式で公正証書原本を作成することになっている。

ア 法的にデジタルでは作成できないこととされている場合

①の例としては、保証意思宣明公正証書（民法465条の6以下）が挙げられる。すなわち、保証意思宣明公正証書の要件として、民法465条の6第2項3号は「保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。」と、同4号は「公証人が、…これに署名し、印を押すこと。」と、

それぞれ定めており、紙で作成することを当然の前提としているためである。

このほか、成年被後見人の遺言公正証書（民法973条）や、手形・小切手又はその付せんに行うことが必要とされる拒絶証書も、条文上、電磁的方法によることができず、書面で作成すべきこととされている。

なお、一般の遺言公正証書については、かつて民法969条1項には、その4号・5号で保証意思宣明公正証書と同様の署名・押印要件が定められていたが、公証人法改正と同時に民法も改正されて、その要件がなくなり、同条2項で「前項の公正証書は、公証人法の定めるところにより作成するものとする。」と定められたので、電磁的方法により作成することができるようになった。

イ システム上の理由等によりデジタルでの作成が困難な場合

②に該当する例としては、一部の事実実験公正証書のように、電磁的記録化が困難な資料等を公正証書に添付する必要がある場合や、必要な機材の故障等により電磁的記録で公正証書原本を作成することができない場合などがあると考えられる。

また、電子公正証書には、公証人が所定の電子署名を付することが要件とされている（新法40条4項1号）が、現在、日公連で採用されているシステムにおいては、その仕様上、公正証書にかかる電磁的記録のデータ容量が10MBを超える場合には、電子署名ができない。通常の契約や遺言ではまず問題ないのであるが、たとえば、事実実験公正証書等で、別紙に写真を何枚も添付するような場合に、写真の判読に問題がない程度に画素数を下げてもなお10MBを超える場合には、公証人が電子署名を付することができないので、②に該当するものとして、書面で公正証書を作成できると解される。

(2) 公正証書の電子化に伴う変化 その1 （署名押印から電子サインへ）

公正証書の電子化に伴って変わったことの一点目として、公正証書原本への署名押印が、電磁的な措置

すなわち電子サインとなったことが挙げられる。

署名押印は、紙に行うことを前提とする行為であり、当然のことながら、電磁的記録に対して行うことはできない。そこで、囑託人、囑託代理人、遺言の証人、通訳人等の列席者には、従来、公正証書の記載が正確であることを承認した後に行っていた署名押印に代わる措置として、電子公正証書に電子サインを行ってもらうこととなった。電子サインとは、公証人のパソコンの画面又は公証人のパソコンに接続されたペンタブレットにタッチペンで氏名を記載してもらい、その筆跡が公正証書原本の所定の部分に画像として表示されるよう記録するものであり、既に銀行や生命保険会社での手続等でかなり普及している。

また、公証人は、署名押印に代わる措置として、電子サインをした上、日本政府認証局官職サブ認証局発行の官職証明書を用いて電子署名を行う（新法40条4項1号）。

(3) 公正証書の電子化に伴う変化 その2 (電子正本・電子謄本の発行)

公正証書の電子化に伴って変わったことの二点目として、電子公正証書の記録内容を証明するものとして囑託人に交付されるもの（書面の公正証書についての正本・謄本に相当するもの）については、書面のほか、電磁的記録でも発行が可能となった。

ただし、裁判所の執行システムとの連動が未了につき、令和9年までは、電子正本では執行ができないため、債務名義たる正本は紙で発行することとされている（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律12条）。

新法は、43条1項1号で書面の公正証書の謄本の交付請求について定め、2号で電子公正証書の記録事項を出力した書面（以下「紙謄本」という）の、3号で電子公正証書の記録事項を記録した電磁的記録（以下「電子謄本」という）の、各交付請求について定めている。また、44条1項1号で書面の公正証書の正本の交付請求について定め、2号で電子公正証書の記録事項を出力し、記録事項の同一性を証明した書面（以下「紙正本」という）の、3号で電子公正

証書の記録事項を記録した電磁的記録であって、公証人がその内容につき当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（以下「電子正本」という）の、交付請求について定めている。

電子正本、電子謄本の交付が可能となったことで、公正証書で締結する契約が相当数あるような企業では、電子正本・電子謄本を企業内のシステムで電子的に保管、管理することが可能となるなど、事務の合理化が図れるというメリットがある。

また、電子正本・電子謄本については、これをPDFファイルの閲覧ソフトとして一般的に使われているAdobe社のAcrobat Readerで読み込むと、公正証書の内容を表示するウィンドウの上部に認証文書に付された公証人の電子署名の有効性及び電子署名後の改ざんの有無に関する表示がされるため、当該電子正本・電子謄本の有効性を容易に確認することができる。

電子正本の交付・送達の方法については後に述べるが、紙正本・紙謄本の交付や送達の方法はこれまでと同様である。

(4) 対面方式での公正証書作成の流れ

公正証書の電子化によって変わる主要な点は、以上の2点であるが、従来と同様に公証人と列席者が公証役場又は公証人の出張先（老人ホーム等）で一堂に会して公正証書を作成する対面方式での公正証書の作成である限り、公正証書の電子化によって囑託人又は代理人（以下「囑託人等」という）の負担が増えることはない。これまで紙にしていた署名がタッチペンによるパソコンディスプレイ等への電子サインに変わり、かつ押印が不要となっただけと云ってよいが、対面方式で法律行為に関する公正証書を作成する場合の公正証書作成の大まかな流れを説明すると、以下のようになる。

ア 事前準備

公正証書の作成を囑託しようとする者（囑託人等）から公証人に対し、公正証書の作成の申込みがされることで事前準備が始まる。申込みを受けた公証人と囑託人等との間で、どのような内容の公正証書の作成

を希望するのかや、公正証書の作成に必要な資料のやりとりを経て、作成する公正証書の案文を確定し、その後、公正証書作成の日時等が決定される。

この間のやりとりをどのような方法で行うかについては特に決まりはなく、電子メールのやりとりのみで、公証人と嘱託人等とが顔を合わせることなく手続を進めることも少なくない。

ここまでの手続は、法改正前の、紙の公正証書の場合と特に異なるところはない。

イ 本人確認

公正証書の作成当日には、嘱託人等が公証役場や公証人の出張先を訪れるなどして、公証人と対面した後、自分が公正証書に記載を求める法律行為を行う権限を有する者本人であることを証明する資料（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）を公証人に提示することとなる。この段階の手続について、新法28条では、本人性を証明する方法の例示に署名用電子証明書の提供という方法が追加されているが、それ以外に、本改正の前後で変わるところはない。

ウ 公証人による陳述の聴取等から嘱託人等による公正証書の記録内容の正確性の承認まで

公正証書の作成について、法の建前としては、まず、公証人が嘱託人等の行う意思表示について、その陳述を聴取するなどして確認し、これを公正証書として記載・記録し（新法37条1項）、記載・記録された内容を嘱託人等及びその他の列席者に読み聞かせ、又は閲覧させるなどして、その記載・記録が正確であることの承認を得ることとされている（新法40条1項）。そして、この段階で、公証人は、嘱託人等の意思能力や、法律行為を行う意思等を確認することになる。

もっとも、実際には、事前準備段階でのやりとりを経て確定した案文があるので、その確認手続は、既に確定した案文を読み聞かせ、閲覧させた上で、嘱託人等に、これで間違いはないか最終の確認をするというのが通例である。

公正証書の案文の読み聞かせ及び閲覧による確認について、本改正前は、公証人が公正証書の原本と

同じ内容を印刷した紙を列席者に渡した上で、これを閲覧させつつ、公証人が公正証書の原本となる紙に記載された文面を公証人が列席者に読み聞かせるのが一般的であった。本改正後は、公証人は、Wordファイル形式で作成された公正証書案を公証人のパソコン画面に表示させ、これを列席者に提示した上で読み聞かせるか、公証人のパソコン画面を同時に表示するディスプレイを用意し、これを見て確認してもらう方法でもよいが、従来とほぼ同じように、原本の内容を記録したWordデータをプリントアウトした紙を列席者に渡した上で、それを見て内容を確認してもらいつつ、公証人が原本内容を読み上げる方法でもよく、実際にはこの方法で行われることが多い。

エ 列席者の電子サイン

確認が終わり、内容が正確であることを列席者が承認すると、公証人は確認済みのWord証書案をPDF形式で保存する。このPDF形式で保存された証書案に列席者の電子サイン並びに公証人の電子サイン及び電子署名がされたものが、電子公正証書の原本となる。

列席者の電子サインについては、公証人が公証人用パソコン又はこれに接続されたペンタブレットを、電子サインを行う順番となった列席者の前に置き、その列席者が署名をするためのウィンドウを表示させ、列席者は、タッチペンで自分の氏名を記入し、画面に表示されたPDF証書案の所定の位置に自分の電子サインが表示されているのを確認して、電子サインを終えることとなる。

このようなことから、公正証書原本の作成それ自体については印鑑は不要なのであるが、送達申立書や交付送達受領書等、付随的な書類には押印が必要な場合も多い上、本人確認を印鑑登録証明書で行う場合には、実印の所持とセットで確認するので、公正証書作成当日に印鑑ないし実印の持参が必要であるか否かは、担当公証人に確認していただきたい。

オ 公証人の電子サイン・電子署名と完成原本の保存

このような流れで全ての列席者の電子サインが終わ

ると、公証人が電子サインと電子署名を行い、公正証書を完成させる。完成した公正証書は、その場で電子公正証書システムに保存される。

カ いわゆる正本・謄本の交付等

その後、嘱託人の請求に従い、紙正本、紙謄本あるいは電子正本、電子謄本を交付することになる。電子正本、電子謄本については原本と同じ内容をPDFデータで作成し、公証人がこれに認証文（いわゆる奥書）を電子的に添付し、電子署名を付して完成させ

ることになる。

紙正本・紙謄本の交付や送達の方法はこれまでと同様であるが、電子正本の交付（送達には当たらない電子謄本の交付を含む）は、電子正本を保存したCD-R等の記憶媒体を請求者に手交するなどして行うことになる。また、電子謄本の送達は、最高裁判所の民事執行規則に従い、公証人がURLとパスワードを債務者に送付した上、債務者がクラウド上にアップされた謄本ファイルをそのURLからダウンロードする方法で行われる（民事執行規則20条4項）。

第2

「ウェブ会議を利用した公正証書の作成」について

日本公証人連合会常務理事・日本橋公証役場公証人 大久保 正道

1 はじめに

令和7年10月1日施行の改正公証人法（新法）により、ウェブ会議を利用して公正証書を作成することができるようになった（ウェブ会議を利用して公正証書を作成することを、以下「ウェブ会議方式」という）。これまで嘱託人が公証役場に出向くか、公証人が嘱託人の下に出張するかのいずれにしても、公証人と嘱託人その他の列席者（以下「嘱託人等」という）が必ず一堂に会し、嘱託人等が公証人の面前で書面に署名押印することにより作成されていた公正証書について、ウェブ会議の利用により、公証人と嘱託人等とが離れた場所にながらの作成が可能となったのである。技術的には、新法により、公正証書原本が電磁的記録で作成されることになったことによるものといえる。公正証書原本を電磁的記録（PDFデータ）で作成することになったことから、ウェブ会議（すなわちインターネット）を利用することによって、遠隔地に所在する嘱託人等がクラウド上にあるPDFデータに電子サインをすることが可能となり、これにより公正

証書を作成することができるようになったのである。新法施行後も、電磁的記録で公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合には、例外的に書面で公正証書を作成することが認められているが、この場合には、当然ながら、公証人の面前で作成するだけでなく、ウェブ会議方式によることはできない点に注意されたい。

2 条文の確認

新法37条1項は、「公証人は、公正証書を作成するには、その聴取した陳述、その目撃した状況その他の自己の実験した事実及びその実験の方法を記載し、又は記録しなければならない。」と規定するが、この規定は、基本的に、改正前の公証人法35条と同じである。要するに、例えば、遺言の場合、公正証書には、「遺言者が述べたことを文章にし、完成した文書を遺言者及び証人に確認させた上で、公正証書を作成した。」という趣旨のことが記載されているが、これはこの条項に従っているからである。

次いで、同条2項は、「公証人は、囑託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者（囑託人、証人、通訳人など）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、前項の事実の実験を行うことができる。ただし、当該申出をした囑託人以外に他の囑託人がある場合にあっては、当該他の囑託人に異議がないときに限る。」と規定する。上記の「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法」が「ウェブ会議」ということになる。電子公正証書作成用の公証人パソコン（以下「専用パソコン」という）に搭載されているソフトは、MicrosoftのTeamsであるため、ウェブ会議方式は、Teamsを使用したウェブ会議で実施することになる。

3 ウェブ会議方式の要件について

(1) 前述した新法37条2項によれば、ウェブ会議方式の要件は、①囑託人の申出があること、②他の囑託人の異議がないこと、③公証人が囑託人の申出を相当と認めること、である。

(2) ①が要件とされたのは、ウェブ会議方式の導入は、囑託人の利便性の向上のためであることから、囑託人が希望しない場合には、これまでと同様に公証人の面前で作成するのが相当であるからである。

②が要件とされたのは、公正証書の紛争予防機能に照らして、他の囑託人に異議がある場合にまでウェブ会議方式によることは相当でないと考えられたものである。

(3) ③が要件とされているのは、次のような理由によるものと考えられる。

公正証書は、囑託人の供述の聴取など公証人が実際に五感の作用で確認した事実を正確に記録することで、将来、その事実の有無や有効性が争われるなどの紛争の発生を予防するために作成されるものである。特に、法律行為に関する公正証書は、

その法律行為を行う権限を有する者が、十分な判断能力の下で、かつ、その者の自由な意思（真意）に基づいて行った意思表示としての陳述等を公証人が聴取するなどして現認し、これを記録して証明することで、将来、当該法律行為の存否や有効性が争われることを防ぐために作成されるものである。したがって、公証人は、公正証書の作成に当たって、事前及び当日に提出される各種証明書類の内容や当日の囑託人本人の態度、様子等を総合して、囑託人の本人確認、判断能力の確認、真意の確認といった必要な事実確認を慎重に行わなければならない。ウェブ会議方式は、囑託人等が公証役場に赴くことなく公正証書を作成することができるのであるから、利用者サイドから見て利便性が高まることは明らかであるが、このような利便性があるからといって、そのために、上記公証人による事実の確認よりも、利便性の方が優先されるようなことがあってはならないのである。

ウェブ会議方式には、上記のとおり利便性が認められる一方で、囑託人の本人確認のための写真付きの公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の原本自体を公証人が直接確認することができないこと、近時の技術の進歩に伴ってフェイク動画等の作成利用が可能となっているため、実際には囑託人本人はウェブ会議に参加していないのに参加したかのような映像が作成されて利用される可能性があること、ウェブ会議による参加者の周囲にその人の自由な意思表示を妨げる可能性のある人物等が存在していないことを確認することが容易でない場合があることなどの問題もあり、対面の場合に比して、公証人による囑託人の本人確認や真意の確認、判断能力の確認の難易度は、相当程度高まるものと考えられる。

そのため、個別具体的な事案において、ウェブ会議方式の場合に、囑託人の本人確認、真意の確認、判断能力の確認のいずれかに確証を持ってないと判断されるような場合には、ウェブ会議方式によるべきではないことから、その判断を、当該事案を担当する公証人の総合判断に委ねたものと解される。

4 相当性の判断基準について

(1) ウェブ会議方式についての相当性の判断は、個別具体的な事案ごとの公証人の総合判断によるものではあるが、具体的には、ウェブ会議方式によることの必要性和許容性を総合的に勘案して判断すべきものとされている。

(2) 必要性とは、ウェブ会議方式による必要があるのか、ということの検討であるが、嘱託人にとっては、公証役場への出頭の手間やコストが不要となるものであるから、嘱託人からその申出があること自体において、一応の必要性を認めることができる。さらに、嘱託人が公証役場に行こうとしても、あるいは公証人が嘱託人の下に出張しようとしても、それ自体が難しい環境にある場合、例えば、離島などの交通の便が極めて悪い地域に居住する人、感染症等のために施設から出ること施設で面会することも難しい人などが嘱託人の場合には、より高度の必要性を認めることができる。そのほか、必要性が高い場合の事例としては、嘱託人の一方が他方からDV被害を受けているなどの事情により、双方が公証役場で同席することが困難な場合、列席者が多数で、遠隔地に居住するものがあるなどの事情により日程の調整が困難な場合などが考えられる。

(3) 許容性については、ウェブ会議方式によったとして、嘱託人の本人確認、真意の確認、判断能力の確認等を適切に行うことができる事案なのか、といった観点から検討されるものである。

一般に、ビジネス目的で利用される公正証書であって代理人による嘱託が可能なものについては、許容性が高まるものと考えられる。

これに対し、遺言や任意後見など、嘱託人の真意の確認が特に重要と考えられるものについては、安易に許容性を肯定するのは相当でなく、特に慎重な判断が必要である。そのため、嘱託人の年齢や心身の状況、嘱託の内容その他を勘案し、事後的

に紛争となる蓋然性についても併せて検討する必要があると考えられる。

(4) 以上のほか、相当性の判断については、本改正に係る法案提出に先立ち、法務省で行われた「公正実務のデジタル化に関する実務者との協議会」の議論のとりまとめ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00062.html) が参考になる。

5 ウェブ会議方式のための必要機材等

ウェブ会議方式のためには、ウェブ会議に参加する嘱託人等（以下「ウェブ参加者」という）において、必要な機材を用意する必要がある。まず、パソコンが必要となる。映像と音声の送受信により、相手方の状態を相互に認識しながら通話することができることから、ウェブカメラ、マイク、スピーカー等が必要となるが、これは、パソコンに内蔵されているもので問題はない。ウェブ参加者による公正証書への電子サインのため、タッチ入力可能なディスプレイ又はパソコンに接続できるペンタブレットとタッチペンの用意が必要となる。ウェブ会議への招待メールや、手続中に送信される電子サイン依頼メール等を受信するため、ウェブ会議参加のために使用するパソコンで受信可能なメールアドレスも必要となる。このように必要とされるパソコンの機能水準等については、日公連のウェブサイトの「Web会議を利用した公正証書作成の流れについて」（以下「日公連ウェブサイト」という）に掲載しているので、参考にされたい。 (<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20250922.html>)

6 ウェブ会議方式による手続の実際

(1) 事前準備

ウェブ会議方式の場合でも、嘱託人側から公正証書の作成を申し込み、公証人と嘱託人とのやりとりの中で公正証書の案文を確定し、公正証書の作成日時を決めることについては、これまでの対面方式による

公正証書の作成と同様である。もっとも、ウェブ会議方式の利用については、その当否の検討や必要な機材の準備の確認、ウェブ参加者側に求められる後述する画面共有手続等の操作が可能かの確認等の必要があるため、その希望はできるだけ早期に公証人に伝えられる必要がある。

(2) 嘱託及びウェブ会議方式の申出

ウェブ会議方式は、これまでの面前方式と異なり、嘱託行為が公証役場外から行われることになるため、嘱託人の本人確認がこれまで以上に重要となる。そのため公正証書作成の嘱託方法は、原則として、別紙の書式又はこれに準ずる書式により、作成を嘱託する公正証書の内容を具体的に記載した嘱託書を電磁的記録で作成し、個人番号カードに搭載された署名用電子証明書など法務大臣が指定した電子証明書で電子署名を付したものを公証人に電子メール等で送

信する方法、あるいは同様の嘱託書を書面で作成し、実印を押捺して印鑑登録証明書とともに公証人に送付する方法で嘱託をすることが求められる。この書式は、公正証書作成の嘱託とウェブ会議方式の申出を兼ねるものとなっている。なお、この申出は、署名用電子証明書か実印及び印鑑登録証明書による必要があるが、これに加えて、マイナンバーカード、運転免許証等の写真付きの公的身分証明書（以下「マイナンバーカード等」という）のデータの事前送付も必要となる点に注意が必要である。

なお、別紙の書式（下記掲載）については、日本公証人連合会ホームページの公証事務の「1 公正証書」(<https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow01>)に掲載されているQ&AのQ9「リモート方式の申込みは、どうすればよいですか?」の回答中に「公正証書作成嘱託書を兼ねた様式1」として掲載されているので、これをダウンロードして利用することができる。

(別記様式1)

公正証書作成の嘱託
 ウェブ会議の利用の申出

年 月 日

担当公証人 殿

(住所) _____

(氏名) _____

※ 「公正証書作成の嘱託」に☑をした場合、書面のときは署名(記名可)・押印(実印)を、電磁的記録のときは電子署名をすること(「ウェブ会議の利用の申出」のみに☑をした場合は、記名のみで可)。

私は、次の内容の嘱託をします。
 私は、次の内容の嘱託に係る手続において、以下の者のウェブ会議の利用を希望します。

(嘱託の内容)

※ 公正証書の案文の最終版等を添付する方法により特定することも可

嘱託人 (氏名: _____) (メールアドレス: _____) (理由: _____)

代理人 (氏名: _____) (メールアドレス: _____) (理由: _____)

通訳人 (氏名: _____) (メールアドレス: _____) (理由: _____)

証人 (氏名: _____) (メールアドレス: _____)

- 1 -

(理由: _____)

その他 (氏名: _____) (メールアドレス: _____) (理由: _____)

※ 人数が多い場合等は欄を追加すること。
 ※ 理由欄には、ウェブ会議の利用を希望する具体的な理由を記載すること。(ウェブ会議の利用についてより高度な必要性が認められる場合の例)
 ア 心身の状況、就業状況、地理的状況等に鑑み公証役場に向くことが困難な場合
 イ 公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)第30条第1項各号に掲げる事由があること等により、他の列席者と対面しないことを希望する場合
 ウ 列席者が多数に上るなどの事情により、対面による手続を行うためのスケジュールの調整が困難な場合
 エ 感染症予防等の理由により列席者の所在する施設への外部者の立ち入り許されない場合

(参考) 公証人法施行規則(抜粋)
 第三十条 法第四十二条第五項(法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の法務省令で定める場合は、当該公正証書又はその附属書類(法第二十五条第一項に規定する附属書類をいう。以下同じ。)に記載され、又は記録されている者(自然人であるものに限る。)について次に掲げる事由がある場合とする。
 一 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。
 二 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待(同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。)を受けた児童であつて更なる児童虐待を受けるおそれがあること。
 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの(次号において「身体に対する暴力」という。)を除く。)を受けるおそれがあること。
 四 前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動(身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。)を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

2 (略)

- 2 -

(3) ウェブ会議当日までの流れ

ウェブ会議方式の申出を受けた公証人は、当該具体的案件について、必要性及び許容性を検討したうえで、ウェブ会議方式を相当と認めるときには、適宜の方法でその旨を嘱託人に連絡し、専用パソコンのTeamsでウェブ会議を設定し、ウェブ参加者に対し、ウェブ会議の招待メールを送付する。

(4) ウェブ会議への参加と本人確認

ウェブ参加者は、公正証書作成当日の所定の時間に、事前に送付されたウェブ会議招待メールからウェブ会議に参加する。公証人は、ウェブ参加者との間で映像と音声に通じていることを確認した後、ウェブ参加者にマイナンバーカード等の提示を求めて、当該証明書が事前に提出されたデータと一致するか否かを確認するとともに、画面上確認できるウェブ参加者の画像とマイナンバーカード等の写真の画像を対比して、同一人物であることを確認した上で、ウェブ参加者及びマイナンバーカード等の画像を専用パソコンでキャプチャーして保存する。ウェブ会議方式の本人確認資料は、基本的には(2)で送付された署名用電子証明書又は実印及び印鑑登録証明書となるが、これのみでは、その公正証書の作成嘱託が当該電子証明書又は印鑑証明書に表示された者によって行われたことは認められるものの、そこに表示された者とウェブ参加者とが同一人物であることの確認まではできないため、マイナンバーカード等のデータの事前送付、公正証書作成当日の嘱託人本人の画像確認及びマイナンバーカード等の画像確認等は、これを補うための不可欠の確認方法ということになる。

また、公証人は、ウェブ参加者の所在場所がウェブ会議方式に適した場所であることを確認する必要があることから（改正後の公証人法施行規則23条2号）、状況に応じ、ウェブ参加者に室内の状況をカメラで写すよう求めることもある。

(5) 意思確認と証書案の記載内容が正確であることの確認

公証人は、本人確認の後、ウェブ参加者の意思確認

と事前準備の中で確定した公正証書案（以下「Word証書案」という）の確認をする。その際公証人は、Word証書案を専用パソコンの画面に表示させた上、その画面が列席者のパソコンの画面に表示されるよう画面共有の操作を行う。この操作により、ウェブ参加者のパソコン上には、Word証書案並びに公証人及び他の列席者の映像が表示される。公証人は、画面共有の操作後、Word証書案を読み上げ、ウェブ参加者は自分のパソコン画面に表示されたWord証書案を見ながら、公証人の読み上げを聴いて、その内容に間違いがないか否かを確認する。

(6) その後の手続について

Word証書案についてウェブ参加者の承認が得られた後、公証人がWord証書案をPDF形式で保存してPDF証書案を作成すること、その後、ウェブ参加者に電子サインしてもらい、最後に公証人が電子サイン及び電子署名をして、電磁的記録としての公正証書を完成させ、これをクラウドに保存することは、対面方式の場合と同様である。その際、ウェブ参加者に電子サインを求めるメールを送信したり、ウェブ参加者が電子サインをしている様子を公証人や他のウェブ参加者に確認してもらうためにTeamsで画面共有、共有の停止などの操作を行ったりすることが必要となる点が、対面の場合とは異なるが、紙面の関係で、この手続の詳細については、省かせていただく。これについては、前掲日公連ウェブサイトを参照されたい。

(7) 原本の複製について

法改正により、公正証書原本は電磁的記録で作成することになったが、原本の複製については、これまでの正本に相当する書面（新法44条1項2号）、謄本に相当する書面（新法43条1項2号）の交付を受けることができる。ウェブ参加者へのこれらの書面の交付は、手続終了後、郵送等の方法で行われることになる。なお、電磁的記録で作成される電子正本（新法44条1項3号）、電子謄本（新法43条1項3号）の提供については、前掲日公連ウェブサイトを参照されたい。

第3

公証人手数料の改訂

日本公証人連合会常務理事・昭和通り公証役場公証人 金子 武志

1 はじめに

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和7年政令第263号）が令和7年10月1日に施行され、その結果、公証人手数料令（平成5年政令第224号。以下「手数料令」という）が一部改正された。

2 改正理由

- (1) 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）は、主として裁判所における民事関係手続のデジタル化を図るものだが、その一環として、公証人法（明治41年法律第53号）も改正され、公正証書の作成手続が全面的にデジタル化された。これに伴い、電磁的記録による公正証書の内容の証明等に係る手数料が新たに定められた。
- (2) 以下のア、イ、ウの事情等を考慮し、一方で、法律行為の目的の価額が200万円を超える公正証書や典型的に公証人の負担が特に重い法律行為に係る公正証書の作成手数料を上げつつ、他方で、法律行為の目的の価額が50万円以下の公正証書や養育費・死後事務委任に係る公正証書の作成手数料が引下げられた。
 - ア デジタル化に伴うシステム構築等
 - イ 近時の物価上昇への対応
 - ウ ひとり親家庭や身寄りのない高齢者等にとって作成のニーズが高いと思われる一定の公正証書の作成の負担軽減を図る

3 改正の内容

(1) 法律行為の目的の価額に応じた公正証書の作成手数料の適正化

法律行為に係る公正証書の作成の手数料は、基本的にその法律行為の目的の価額の区分に応じて定められている（手数料令9条別表参照 ※次頁掲載）。目的の価額とは、その行為によって得られる一方の利益、（相手からみれば、その行為により負担する不利益ないし義務）を金銭で評価したものである。

この法律行為の目的の価額を基準として、

- ア 一方で、200万円を超える比較的高額な公正証書の作成手数料については、前記2(2)イを踏まえた引上げが行われた。
- イ 他方で、従来は100万円以下を最低区分としていた低額な公正証書の作成手数料について、新たに50万円以下という最低区分を設けて3000円という低額の手数料を定めることで、目的の価額が低額な法律行為についての公正証書の作成費用の負担を軽減しつつ、50万円を超え200万円以下の部分については、手数料を引き上げずに据え置かれた。

(2) 法律行為等の類型に応じた公正証書の作成手数料の適正化

ア 養育費の定めについての公正証書の作成手数料の引下げ

<旧手数料令>

賃料や給与、養育費など、定期的な給付について法律行為の価額を算定するときは、原則として全期間の給付の総額としつつも、①動産の賃貸借及び雇用については5年間、②その他の法律行為については10年間の給付の総額を超えることができないとされていた。

【法律行為に係る証書作成の手数料】（手数料令9条別表）

目的の価額	手数料
50万円以下	3000円
50万円を超え100万円以下	5000円
100万円を超え200万円以下	7000円
200万円を超え500万円以下	13000円
500万円を超え1000万円以下	20000円
1000万円を超え3000万円以下	26000円
3000万円を超え5000万円以下	33000円
5000万円を超え1億円以下	49000円
1億円を超え3億円以下	4万9000円に超過額5000万円までごとに1万5000円を加算した額
3億円を超え10億円以下	10万9000円に超過額5000万円までごとに1万3000円を加算した額
10億円を超える場合	29万1000円に超過額5000万円までごとに9000円を加算した額

＜新手数料令＞

【背景事情】

養育費の取り決めを公正証書によって行う場合、特にひとり親家庭にとってその作成費用が負担になっており、一部地方自治体では作成費用の補助が行われてはいるものの、養育費を定める公正証書の作成割合はなお低調であることから、これをより一層容易にする必要がある。

【改正点】

養育費について、その法律行為の価額を算定するときは、上記①動産の賃貸借や雇用と同様に、5年間の給付の総額を超えることができないとして、手数料が引き下げられた（新手数料令13条）。

イ 死後事務委任の公正証書の作成手数料の引下げ

＜旧手数料令＞

委任の公正証書の作成についての手数料の額に関する特別の定めはなく、手数料令9条の原則どおり、法律行為の目的の価額に応じて定められていた。

＜新手数料令＞

【背景事情】

高齢化の進展を背景として増加している「身寄りのない高齢者」においては、死後事務（本人が死亡した後の諸手続、特に遺体の処理や残置物の

処分等）を行う者がいないことから、賃貸借契約の締結を敬遠され、住宅の確保が困難になるといった事態も発生している。そこで、死後事務を生前に第三者に委任する契約を普及させることが、身寄りのない高齢者の住宅の確保に資すると考えられる。

【改正点】

経済的基盤が乏しい者でも死後事務委任を公正証書により行うことを容易にするため、その手数料については、手数料令9条の原則によって算定される額の半額（10分の5）に引き下げられた（新手数料令18条の2）。

ウ 信託の公正証書の作成手数料の適正化

＜旧手数料令＞

信託の公正証書の作成についての特別の定めはなく、手数料令9条の原則どおり、法律行為の目的の価額に応じて定められていた。

＜新手数料令＞

【背景事情】

遺言の公正証書については、平成5年の手数料令の制定の際、次の①②の理由から、1億円を超えない限り、1万1000円（改正後は1万3000円）の手数料の加算をすることとされた（手数料令19条）。

- ① 一般的に嘱託人が高齢で、遺言能力の確認が問題となることが多い。
- ② 遺言の内容も様々であって、公正証書の作成に当たり特別の負担がある。

この点、信託の公正証書についても、その内容が様々である（上記②）上、近年、家族信託の形態での利用が増加するとともに、遺言の代替手段として位置付けられるようになっており、嘱託人が高齢であることも多くなっている（上記①）。

【改正点】

信託の公正証書についても、遺言の公正証書と同様に、手数料令9条の原則によって算定される額に1万3000円を加算することとされた（新手数料令22条の2）。ただし、遺言によって信託をする場合、遺言加算と信託加算の双方が適用されるのは相当でないため、遺言に関する公正証書について定める手数料令第19条のみが適用されるよう定められている（新手数料令22条の2）。

(3) 公正証書の作成手続がデジタル化されたことに伴う改正

ア 執行文の付与（新手数料令38条）

＜旧手数料令＞

執行文の付与の対象として民事執行法22条5号に掲げる債務名義の正本を掲げていた。

＜新手数料令＞

【背景事情】

改正公証人法（新法）においては、公正証書は電磁的記録をもって作成することが原則となり（新法36条）、電磁的記録をもって作成された公正証書については、債務名義となるのは書面を前提とする「正本」ではなく、同法44条1項2号の書面（公正証書に記録されている事項を記載した書面であって、公証人が法務省令で定める方法により当該書面の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したもの）となった。

【改正点】

執行文の付与の対象として、正本と並列して、同法44条1項2号の書面が追加されている（新手

数料令38条）。なお、執行文の付与に関する手数料についても、2(2)イの観点から、2000円（従前1700円）に引き上げられた。

イ 送達（新手数料令39条）

＜旧手数料令＞

送達の対象として債務名義の正本若しくは謄本又は民事執行法29条後段の執行文及び文書の謄本が掲げられていた。

＜新手数料令＞

新法では、送達すべき債務名義等が電磁的記録の場合もあり得るため、送達の対象として、「民事執行法第29条前段の債務名義（同法第22条第5号に掲げるものに限る。）の正本若しくは謄本若しくはその債務名義に係る電磁的記録又は同法第29条後段の執行文の謄本若しくはその執行文に係る電磁的記録及び債権者が提出した文書の謄本」が掲げられている（新手数料令39条）。なお、送達に関する手数料についても、2(2)イの観点から、送達が1600円（従前1400円）、送達証明が300円（従前250円）に引き上げられた。

ウ 電磁的記録の提供（新手数料令40条の2）

嘱託人等が提供を受けることのできる電磁的記録について、その提供に係る手数料の額が新たに定められた（公正証書：1件2500円、それ以外：1件2000円）。

エ 閲覧（新手数料令41条）

＜旧手数料令＞

公正証書の原本及びその附属書類又は定款及びその附属書類の閲覧については、回数に応じた手数料の額（1回250円）が定められていた。

＜新手数料令＞

新法では、公正証書に関して閲覧の対象となるのは、「公正証書又はその附属書類（これらが電磁的記録をもって作成された場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）」とされた（同法42条

1項) ため、新手数料令41条では、同法42条1項に規定する公正証書又はその附属書類の閲覧については新手数料令41条1項において規律することとした上で、2(2)イの観点からその手数料を引き上げ(1回300円)、認証に関する書類の閲覧については同条2項において規律することとした上で、その手数料は従来額が維持された。

オ 公正証書の枚数等による加算

<旧手数料令>

法律行為に係る公正証書の作成の手数料については、法律の目的の価額に基づく手数料によっては評価されない公証人の労務的側面に着目して、公正証書の枚数による手数料の加算をする旨の規定が置かれ、公正証書の枚数が法務省令で定める


枚数の計算方法により4枚(法務省令で定める横書の公正証書にあつては、3枚)を超えるときは、超える1枚ごとに250円を加算することとされていた。

<新手数料令>

電磁的記録をもって作成された公正証書には、「枚数」を直接的に観念することができないため、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面の枚数をその枚数と扱うこととして、書面をもって作成された公正証書に係る加算の規定(新手数料令25条)を適用するとともに、「枚数」は「公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面の枚数」と、「4枚」は「3枚」とされた。なお、加算額についても、2(2)イの観点から300円に引き上げられた。

第二弾


よい一日を
お過ごし下さい




**べんとらーの
LINEスタンプ
絵文字
販売中!**

第一弾


はて?



絵文字



好評につき、LINEスタンプ第1弾に続き、
第2弾と絵文字ができました！
バラエティ豊かな
LINEスタンプ全40種類と絵文字全40種類が
追加されています。
是非ご活用ください。



*問い合わせ先：広報課 TEL 03-3581-2251

棋士 伊藤 匠 さん

2024年に叡王、2025年10月には王座を奪取し、同じ年の藤井聡太六冠と並び立つ存在となった伊藤匠二冠に、これまでの歩みや現代将棋に不可欠なAIとの共存について伺いました。*1

AIの評価値を鵜呑みにせず自身の納得を追求する研究姿勢から、二冠を達成してもなお「もっと強くなりたい」と語る今後の展望まで、率直な言葉で語られています。

文中の段位、肩書などは、タイトル戦におけるタイトル保持者をその当時の肩書で記載しているほかは、2026年3月16日現在のものです。

聞き手・構成：伊藤 敬史、柏尾 稜、富田 寛之
写真撮影：佐藤 顕子



棋士になるまで

— 将棋を始めたきっかけを教えてください。

5歳の時に将棋の盤・駒をクリスマスプレゼントでもらったのがきっかけで始めました。

— すぐに魅力を感じましたか。

すぐにはまったと思います。

— どんどころに魅力を感じましたか。

考えることが好きな子どもだったので、考えて指していくことが面白いと感じたのだと思います。

— 宮田利男八段の三軒茶屋将棋倶楽部に通ったということですが、当時の思い出を教えてください。

三軒茶屋には、将棋を始めて3カ月ぐらい経って通うようになって、そこから毎日のように通いました。師匠は、普段から面白い冗談を言ったりして、和やかな感じの教室でしたが、自分がある程度強くなって奨励会を目指すようになると、厳しく接していただきました。

— 同じ道場から本田奎六段や斎藤明日斗六段など強い若手棋士が出ていますが、どんな雰囲気でしたか。

その頃は、兄弟子の本田さんや斎藤明日斗さんも含めて、かなり強い子がその道場に集まっていた、ライバル同士で切磋琢磨できるような環境だったと思います。

— 小学3年生だった2012年1月の全国小学生将棋大会で、同じ年の藤井聡太六冠と準決勝で闘って、伊藤二冠が勝って、藤井六冠が泣いている映像がよくテレビなどに流れますが、その時のことで印象に残っていることはありますか。

だいぶ昔のことなので…。でも、準決勝で藤井さんと指して、決勝で自分は敗れたんですけど、その2局の戦型みたいなものは記憶に残っていて、自分にとって印象深い大会だったのかなと思います。

— その藤井六冠とは、今では将棋界の頂点でタイトルを分け合っているわけですけど、同じ年にそういう存在がいることを、どう感じていらっしゃいますか。

当時は特に思うことはなかったんですけど、藤井さんは、同じ年で、中学生から棋士になられて活躍されていたので、ものすごい刺激をいただいたと感じています。

— 奨励会時代のことで心に残っていることはありますか。

奨励会には7年ぐらい在籍していました。中学3年生の時に三段に昇段して、その後に受験して高校に入ったんですけど、その高校をすぐに辞めました。今、思うと大きな決断だったと思うんですけど、当時は、すぐに決断してしまいました。

— そういう人生の大きな選択をすばっと決断できるタイプですか。

同じ年の藤井さんが活躍されているのを見ていて、

*1：このインタビューは、2025年12月2日に行われた。

学校に行っている時間も惜しいといえますか、行っている場合ではないと感じて。そう決めたら、押し通してしまいました。

棋士として

— 2020年秋に四段に昇段された際に、当時の最年少棋士（17歳）ということで、かなり早く棋士になられたと思うんですけど、四段に昇段した時はどんな気持ちでしたか。

やっぱりほっとしたという気持ちが一番大きかったですね。三段リーグは本当に厳しいリーグ戦で、半年に1回しか上がるチャンスがないですし、また次に上がるチャンスがすぐに来るかどうか分からないところだったので、昇段できる最初のチャンスをつかむことができてよかったなと感じました。

— プロになられた後、すぐに活躍されて、2021年に新人王を取りました。初めての棋戦優勝のお気持ちはいかがでしたか。

棋戦優勝という形で結果を出せたことはうれしいことでした。プロになってから1年ぐらいでの結果だったと思うんですけど、プロになってからある程度いい成績を残すことができて、自信につながった部分が大きかったと思います。

— 新人王の記念対局の相手は、当時四冠の藤井聡太さんでした。

3時間の持ち時間で藤井さんと対局する機会がなかったのが、対局できることを楽しみにしていましたし、得るものが大きかったと思います。

— 得るものが大きかったというのは、例えばどんなことですか。

やっぱり力の差を感じましたし、自分に見えていないような勝ち方をされて、藤井さんの読みの深さを感じました。

— 伊藤二冠は、その後も勝率1位（2021年度）や最多勝利数（2023年度）など、大活躍をされていますが、2023年には竜王戦で初めてのタイトル戦に臨まれました。どんなお気持ちでしたか。

タイトル挑戦は目標にしていたんですが、なかなかタイトル戦に出られるイメージがつかないところだったので、喜びが大きかったです。

— 藤井竜王への挑戦でしたが、どんなタイトル戦でしたか。

藤井さんとの力の差がはっきりと出たシリーズで、なかなか競り合いにもすることができなかったのが、タイトル戦という注目される舞台上、ふがない気持ちでした。

— その後、すぐ次に棋王戦で藤井棋王に挑戦されましたが、どんなお気持ちでしたか。

タイトル挑戦は常に目標にしていることなので、またタイトル戦に出られるのは、うれしいことでした。

— その棋王戦の第1局では、角換わりの後手番で戦略的に持将棋にされたのが話題になり、「持将棋定跡」として升田幸三賞を受賞されました。あの将棋は、予め考えていらっやっったんですか。

AIによる研究が盛んになって、かなり深いところまで定跡として調べられている時代に、角換わりは先手がいいとされている中で、将棋の最善を追求すると、後手が持将棋を目指すことになると考えて、持将棋になりやすい局面にしました。

— 升田幸三賞は、ご自身の編み出した戦法や新手への賞ということで、タイトルとはまた違う重みがありますね。

予想していなかったのが驚きましたが、光栄なことだと思います。今はみんながAIで研究している時代なので、なかなか自分のオリジナリティを出すのは難しいと思うんですけど、戦術として画期的だったということで、それを最初に盤上へ表現したことを評価していただいたと思います。

— 3度目のタイトル挑戦となった2024年の叡王戦で、藤井叡王から3勝2敗でタイトルを奪取しました。叡王戦の第1局まで、藤井さんに公式戦で11連敗されていましたが、そこから3勝してタイトルを取るにあたって、何か気持ちを切り替えるみたいなことはあったのでしょうか。

特に何かを変えたから結果が出たとは思っていません。前年度からの1年間で、上位の棋士との対戦の機会が増えて、それによって自分自身の成長できた部分が大きかったのかなと感じています。

— タイトルホルダーになられたお気持ちは、いかがでしたか。

タイトルは一生に一度獲得できるかどうかと思っていたので、こんなに早く獲得できたのは、幸運だなと思いましたし、満足感は大きかったです。

— 2025年の叡王戦では、斎藤慎太郎八段の挑戦を受けて防衛しました。タイトル戦は防衛の方が難しいような話も聞きますが、どんな心境で臨まれたのですか。

今まで藤井さんとのタイトル戦しか経験していなかったので、相手が斎藤さんということで新鮮な気持ちで臨みました。ただ、叡王を獲得してからなかなか調子が上向かない時間が続いていたので、それを引きずってしまっている部分もあったと思います。よい結果が出なかったとしても、それはそれでまた次に生かしていけばいいのかなと思っていました。

— 防衛されたときは、どんなお気持ちでしたか。

やっぱりほっとしたところですよ。

— 最終局は柏での対局でしたが、近くの研究所で脳年齢の測定をしたら、伊藤二冠の脳年齢が10歳だったというのが話題になりました。思考の柔らかさがすごいということですかね。

いや、どうでしょう。画面に数字がたくさん出てきて、それを1から順番に押して、どれだけ早くできるかみたいな形でしたが、どれくらい信憑性があるものか正直分かりません（笑）。

— 学校の教科でいうと、どの教科が得意でしたか。

算数とか数学が好きで、得意だったと思います。

— 2025年10月の王座戦では、藤井王座から3勝2敗でタイトルを奪取して二冠になりました。伊藤二冠の強さが際立ったシリーズだった印象がありますが、どのように受け止めていらっしゃいますか。

叡王を獲得した時は内容としては押されている将棋が多くて、自分にとって理想的な勝ち方はなかなかできていなかったのですが、今回の王座戦では、1局を通して割とうまく指せた将棋も何局かあって、手応えを感じました。

— 研究を重ねてきたことで、藤井六冠との差を感じなくなっている感じですか。

いや、どうなのでしょうね。相手との差みたいなものは意識していなくて、今回の王座戦でも、自分の普段から研究していた形がハマったといいますか、自分の力を出せる展開に持っていけた部分も大きかったと思うので、自分の実力が伴っているかということ、まだそんなに実感していないです。

AIについて

— AIを使うようになったのはいつ頃ですか。

将棋ソフトを使うようになったのは、奨励会の初段

頃、中学生の頃です。10年ぐらい前ですね。

— AIを使って研究する中で心掛けていることはありますか。

AIも絶対的に強いというわけではなくて、探索を深めるにつれて、読み筋や評価が変わってくることもあります。ですから、AIの評価を鵜呑みにするのではなく、自分が納得いくまで精査していくのが大事だと感じています。

— AIで評価値が高い手でも、どれだけ考えても自分の納得がいけない手というのはあるんでしょうか。

ぱっと見ただけではちょっと違和感があるということは、もちろんあるんですけど、その先の自分の気になっている分岐をいろいろ試していくと、最終的には納得することが多いのかなと思います。

— 10年くらい使っていらっしゃるということですが、AIの進化を感じることはありますか。

AIの進化はかなり感じる人が多いですね。今までには形勢判断が難しいとされていた局面が、AIが進化することで、先手が有利など、ある程度どちらかに評価を出されてしまうことが多くなってきています。

— 皆さんAIを参考にするようになった中で、人間が指す将棋の価値というのはどういうところにあるとお考えですか。

AIが強いののは当然のことと考えていて、自分としては人間がどれくらいAIに近づいていけるかというところに可能性を感じているというか、やりがいを感じています。

— 上位の棋士との対戦が多くなる中で成長していったというお話がありましたが、AIで研究するのと、対局での成長というのは、違うものなのでしょうか。

実際に公式戦という舞台で強い棋士と対戦してみないと得ることができないのも大きいと思います。結局は人間同士の勝負なので、強い人と対戦することで自分も刺激を受ける部分が大きいですし、強い人との対戦が日常になることで、そういう環境に適応していける部分はあると思います。

— これから先、AIとどのように共存、共栄していくと考えておられますか。

将棋界に限らず、AIは、様々な業界で発達していると思うんですけど、我々棋士が将棋を指すことで、いろいろな方に楽しんでいただけたらと思うので、自分と

しては、AIを使ってより高いクオリティの将棋を指すことで、いろいろな人に勇気を与えられるようなことができればと思っています。

ライフスタイル

— 対局の前日までの過ごし方や、対局当日の臨み方で心掛けていることはありますか。

自然体に過ごすようにしています。なるべく早く寝ることは心掛けています。

— 調子が悪いときもあると思うんですけども、どういふふうに切り替えていますか。

自分の場合は、対局に負けた後の方が、より次の対局に向かって将棋に集中する時間が増えているような気がしています。なので、切り替えるというよりは、対局に勝つことに集中するようなイメージです。

— 生活の大半は将棋のことを考えていらっしゃるような感じですか。

まあ、そうですね。

— オフの時間、将棋と離れる時間というはあるんでしょうか。

それはあります。

— どのようなことをして過ごされていますか。

いろいろありますけど、野球を見ることも好きだったりします。

— 中日ドラゴンズのファンでしたっけ。

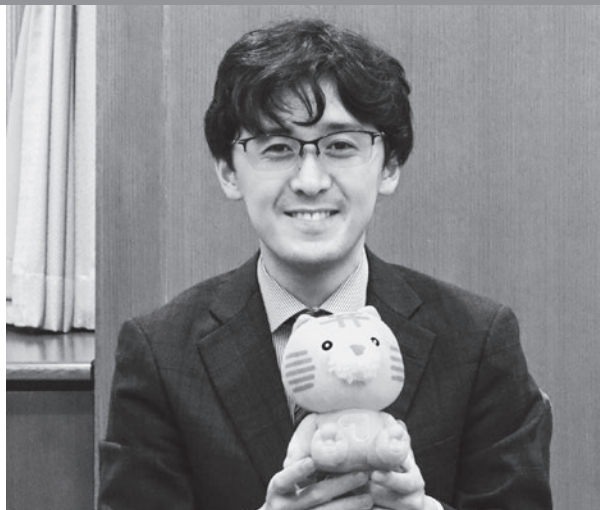
そうですね。

— 羽生善治九段が若い頃のインタビューで、将棋は完全なボードゲームというお話をされたのが残っていますけれども、伊藤二冠にとって将棋はどういったものですか。

いや、結構難しいですね。

— 私の勝手な印象ですけど、大きく分けて2つに分かれるのかなと思ってまして、将棋は人生の一部で将棋にすべて捧げるみたいなタイプの方もいらっしゃるけれど、あくまでボードゲームというふうな割り切ったスタンスを取られる方もおられるのかなと思いますが。

どっちの面もあると思いますね。もちろんボードゲームといえばボードゲームといいますが、将棋は完全な情報ゲームと言われていて、指し手の善悪のみで結果が



決まるところがあると思います。ただ、よい将棋を指すためには、日々の過ごし方とか、体調管理とか、日々どういうことを思うかとか、長時間の対局ではいろいろな思いがわいてくる部分もあるので、日々努力と思って過ごすことも大事なかなと考えています。

弁護士のイメージ

— お父様が弁護士なので、弁護士についてのイメージをお持ちのことと思いますが、弁護士について、どのような印象を持っていらっしゃいますか。

司法試験というかなりの難関を乗り越えて弁護士になれるということで、なるのが大変な職業だと感じていますし、父が弁護士なので身近な存在ですけど、いろいろなことを知っていて、頼りになる方が多いのかなと感じています。あと、話すことが上手な方が多いのかなという印象で、そこは自分もうらやましく感じています。

今後の目標

— 二冠を取られて、若くして道を極めていらっしゃる印象ですが、今後の目標をどのように考えていらっしゃいますか。

自分自身はまだまだ将棋の実力が低いと感じているので、もっと強くなる可能性を十分に感じていて、ここしばらくは、どれぐらい自分が将棋を強くなるかというところに挑戦していきたいと思っています。

プロフィール いたう・たくみ

2002年生まれ。東京都出身。将棋棋士(九段)。宮田利男八段門下。2013年奨励会入会。2020年四段昇段。タイトル戦登場5回。タイトル獲得3期(叡王2期、王座1期)。棋戦優勝1回(新人王)。勝率1位賞(2021年度)、最多勝利賞(2023年度)、升田幸三賞(2023年度)などを受賞。2026年順位戦でA級に昇級。

就任のご挨拶

2026年度会長就任にあたって 世代を超えて魅力ある弁護士会をめざして

東京弁護士会会長 石原 修

当会の9700人を超える会員と約150人の職員が、さらにやりがいを持っていきいきと業務ができるようにするため、「世代を超えて魅力ある弁護士会」の実現を目指します。

世代を超えた業務基盤の拡充と 若い世代の活躍支援

弁護士の活動領域の拡大のための当会の取組をより活性化させるため、地方自治体や経済団体等に対して弁護士の積極活用を促すトップセールスを行います。また、第三者委員会や内部調査委員会の委員や調査担当として、弁護士のニーズが高まっていることから、これらに必須である実務の研修を受けた弁護士を名簿登録して紹介する制度を構築したいと思えます。

新入会員クラス別研修をより充実した制度となるよう展開するとともに、若い世代の会員に委員会活動の素晴らしさを伝えていきたいと考えております。

5月21日から改正民事訴訟法が全面施行され、民事裁判のIT化は待ったなしの状況です。世代を超えた弁護士への支援策を進めます。

全ての人権が平和の中で護られる 社会の実現

当会の各委員会が取り組む人権問題は、高齢者、障がい者、子ども、外国人、セクシュアル・マイノリティをはじめ多岐にわたっており、委員会活動への一層の支援を行うとともに、活動に対するSNS等における誹謗中傷にひるむことなく、人権擁護の砦である弁護士会活動を担ってまいります。そして、日本国憲法の恒久平和主義の存続を求める活動を続け、全ての人々の人権が戦争のない平和の中で護られる世界の実現に取り組みます。

私は、いわゆるリクルート事件、ゼネコン汚職事件、

大蔵省接待汚職事件等の刑事弁護を担当し、取調べの可視化、早期保釈の必要性を痛感しました。取調べの可視化が一部実現しましたが、直近でも、完全な可視化と人質司法の解消が必要な事件が発生しております。再審法の制定実現も喫緊の課題です。日弁連とも連携し、適正な刑事手続の実現に向けて取り組んでまいります。

信頼される魅力ある弁護士会へ ～当会の魅力を発信

弁護士不祥事の根絶は市民からの信頼の大前提です。関連委員会の協力を得て、非弁提携などの不祥事の根絶を目指すとともに、弁護士相談窓口の活用を促し、弁護士のメンタルヘルスへの対応にも注力してまいります。

今年度は、第三次男女共同参画基本計画の最終年です。その目標達成に尽力するとともに、第四次基本計画策定の準備を進めます。

2030年の当会創立150年まで4年を切りました。カウントダウンをしながら150周年ならではの世代を超えた魅力あるプレ事業を実施し、弁護士制度の原点に立ち返ってあるべき姿を次世代に繋げるきっかけとしたいと考えます。

今年は関弁連定期弁護士大会が東京で開催され(9月18日)、当会が担当会です。魅力ある大会となるよう全力を尽くします。

当会には、上記のほか、東弁人権賞、夏期合同研究、毎年11月3日に開催され多くの会員、職員や家族の方々が参加できる大運動会をはじめとして、世代を超えた魅力ある行事が多数あります。これら当会の魅力を、会の内外に向けて、当会のウェブサイト、Facebook、X、Instagram、YouTubeなど様々な媒体を駆使し、ロゴマークやキャラクターも最大限活用して、先頭に立って発信していく所存です。

2026年度の役員に
誌上インタビューを行いました。
1年間よろしくお願いいたします。

質
問

- ① 一番関心があること
- ② 一番大切にしていること
- ③ 長所・短所、趣味
- ④ 座右の銘

開かれた執行部をめざして

会長 石原 修 (39期)



- ① 14年前の副会長の際の抱負と重なりますが、当会が担っている役割や、希薄となりつつある縦と横の世代間の繋がりやの尊さを実感してもらえるような弁護士会を目指します。委員会活動での縦と横の繋がりをはじめ、例えば毎年11月3日開催の東弁大運動会も世代間の繋がりを実感できる場の一つです。魅力溢れる弁護士会の姿を会員と市民に発信していきます。
- ② 多くの方々と信頼関係を築きながら進めていきます。
- ③ 長所は、様々な意見をお聞きすること、短所は、小学生の時から夏休みの宿題を最後の日に泣きながらやるようなところ。趣味は音楽演奏とライブハウス・ジャズ喫茶巡りです。
- ④ 新約聖書から「疲れた者、重荷を負う者は、だれでもわたしのもとに来なさい。休ませてあげよう。」(マタイによる福音書11章28節)です。

いざ、弁護士活躍社会へ!

副会長 谷原 誠 (46期)



- ① 理事者の立場では、多くの弁護士が会内外で活躍するために当会は何ができるか、ということ。弁護士が広く正しく活躍すれば、よりよい社会になるはず。個人としては、疲労回復。
- ② 理事者としては、軸がぶれないこと。個人としては、ビッグスリー(運動、栄養、睡眠)の充実。
- ③ 長所: ストイック(よく言われるのですが、これが長所かどうか、AIに質問したら、「条件付きで長所」であり、短所にもなりうるようです)
短所: 人付き合いが悪いこと
趣味: ワークアウト(筋肥大ではなく、筋力・筋持久力・心肺機能などの基礎体力重視)
- ④ 座右の銘はありませんし、特に必要とも考えていません。

さらに信頼される弁護士会に

副会長 栢割 秀和 (52期)



- ① 弁護士会が、社会からだけでなく会員である弁護士からも信頼される存在であり続けるためにできることを探求したいと考えています。
- ② 自分の直感を大事にしつつ、その一方で先入観に囚われすぎない。物事を多面的に捉え、かつバランスを保つことを常に心掛けています。
- ③ 長所: 好奇心が強い、楽観的
短所: 短気(「イラチ」)
趣味: 旅行・散歩、音楽・映画鑑賞、スポーツ観戦、あとは子どもとドライブ・鉄道旅
- ④ 「方円自在」(母校(高校)の校訓の1つです)。「水は方円の器に随う」という偈(仏の教え)に由来する言葉で、どんな時も柔軟でありたいと心掛けています。

みんなが輝ける弁護士会を！

副会長 鈴木 剛 (53期)



- ① AIの急速な進化をはじめとして、猛烈なスピードで社会が変化していく現在、弁護士会の持続可能性について、長期的な視点を忘れずに、模索していきたいと考えております。
- ② 「健康」だと思います。よく食べ、よく寝て、笑顔を大切に。
- ③ 長所は、ポジティブシンキングです！ 妻に「あなたの寝言は常に肯定的」と言われます。

短所は、ポジティブゆえ？のいい加減さでしょうか？

趣味は、カフェ巡りと音楽鑑賞です。最近「離婚伝説」というバンドの曲をよく聴いています。

- ④ 「助からないと思っても助かっている。」です。将棋の大山康晴先生の言葉で、この言葉の入った扇子を携帯しています。

市民・会員の期待に応えられる弁護士会に

副会長 氏原 隆弘 (53期)



- ① 一番かどうか順位を付けるのは難しいのですが、会務について言えば、東京弁護士会の活動全般について関心があります（私が知らない活動もたくさんあり、それらがどんな活動をしているのか関心があります）。また、弁護士会に対して市民や会員が期待していることは何か、ということにも関心があります。
- ② 一番大切にしていることは、自分らしさを失わないことです（冷静に、余裕と自信をも

って物事に当たりたいですね）。

- ③ 長所：人あたりが良いと言われます。自分ではよく分かりませんね。

短所：八方美人だと言われますが、これは長所の裏返しかもしれません。自分では、優柔不断なところが短所だと思っています。

趣味：ゴルフ、スノーボード

- ④ 座右の銘は、短気は損気、笑う門には福来る、経験は財産。

会員と市民に寄り添う弁護士会に

副会長 菊地 真治 (55期)



- ① 今年度の当会の運営と、如何にして担当業務を遂行して行けるかです。
- ② 人との情を大切に、何事にも誠実であることです。
- ③ 長所：細かいことを気にしないところ。協調性があるところ
短所：大雑把なところ。頼まれると嫌と言えないところ（言いたいのですが）
趣味：定番のゴルフ、麻雀、スポーツ観戦です。

- ④ 「人生意気に感ず」

小説「人生劇場」で主人公の友人が発した言葉ですが、元々の出典は、唐時代の詩選集に収められている魏徴の詩「述懐」の一節「人生意気に感ず、功名誰か論ぜん」であるということをこの度、知りました。人は金銭や名誉のためではなく、相手の心意気や気概に感動して行動するという意味で、私もこうありたいと思っています。

誰かの弁護士会じゃない、自分たちの弁護士会だ！

副会長 米田 龍玄 (58期)



- ① 東弁は再起できるか。昨年の東弁の新入会員数は、一弁にダブルスコアで下回り、東京三会で最下位。会の魅力はなくなったか。魅力的な会員が減ったか。会員間の分断と対立を招くイデオロギー的な活動をすると思われるか。魑魅魍魎はいるのか。弁護士会を内側から斬っていきたい。
- ② 人の痛みが分かる法曹であること。そのため

に自分自身を磨くこと。

- ③ いざとなったら腹を括るところ・忸怩しないところ、登攀登山（バリエーション）

- ④ 六然訓「自処超然（自分事にはとらわれず） 処人藹然（人とは気持ち良く付き合い） 有事斬然（有事の時はきっぱり） 無事澄然（無事の際は澄んでいる） 得意澹然（得意の時はあっさり） 失意泰然（失意の時はどっしり）」

財政基盤と会員活動の両立を

監事 西田 穰 (57期)



- ① 弁護士会財政の関係だと、システム改善の動向と何よりその成果に関心があります。
- ② バランス感覚です。個人の意見を明確に持ちつつ、対人の場では、そこに固執しないことに注意しています。意見の押し付けになる「正義」という言葉は使わないように気を付けています。
- ③ 長所：集中力
短所：過信しやすいところ（事件の受任、書面の提出期限、役職の引受、筋トレのウエ

- イト、ランニング距離、テスト勉強、飲食店での注文量、競馬の予想、麻雀の捨牌その他あらゆる場面で、よく言えば楽観的ですが、何とかなると信じて進み、結構な失敗を重ねているところ)
趣味：ランニング、筋トレ、携帯ゲーム、漫画、競馬、麻雀
- ④ 臥薪嘗胆（調子に乗りやすいため、失敗を肝に銘じるようにしていますが、また過信し…)

誠実に、粘り強く！

監事 川原 奈緒子 (63期)



- ① 公債発行に依存しない健全な財政実現に向けた政府の施策。
- ② 正直、誠実であること。
- ③ 長所は、明るく楽しく元気で胆力があるところ。
短所は、10で足りるところを12までやってしまい、結果、他のことに手が回らなくなってしまう要領の悪さ（改善努力中）。
趣味は日本舞踊（LIBRA2013年6月号「コーヒーブレイク」でも記事を書かせてもら

- いました！）、ゴルフ、ドライブ、ジョギング、旅行です。
- ④ 「正しい判断とたくましい実践力を持った、自主的人間の形成」。出身中学校の教育目標が、学生時代からの行動指針となっています。「困難だから、やろうとしないのではない。やろうとしないから、困難なのだ」。着手に遅れがちな自分を鼓舞するため、セネカの言葉をデスクの前に貼っています。

2026年度 常議員 (80人)

飯野 晃司	五十嵐裕美	池田 千絵	伊藤 元	伊藤 祐介	伊伏 康典	岩田登希子	岩堀 修都
上町 俊郎	遠藤かえで	大浦 郁子	大橋乃梨子	大森 顕	岡野 真之	織田 英生	蔭山枝里奈
金澄 道子	金子 正志	加畑 貴義	亀井 弘泰	唐木 大輔	川端 実	鬼崎 隼	木下 圭一
木村康一郎	木村 沙紀	久間 颯彦	京谷 円	京藤 充央	清澤清一郎	糸井 範之	黒岩 瞳
小沼 千夏	小林 彩子	高麗 愛子	近藤 泰平	柴山 育子	下田 久	上甲あおい	菅沼 真
鈴木孝太郎	鈴木 眞	鈴木みなみ	関根 健太	武井 祥	竹内 留美	竹腰 幸綱	竹下 茂臣
武市 怜子	立山 大就	千葉 大介	豊崎 寿昌	中川 素充	中島 玲史	中狭 和孝	中山 祐樹
成松 昌浩	新村 響子	西川 一八	西村 珠瑛	橋本 識弘	蓮見 友香	長谷川直彦	濱島 幸子
原 和希	平田真太郎	深澤 勲	星 健太	前畑 龍	松本 典子	的場美友紀	三澤 英嗣
宮城 知佳	武藤 暁	村中 貴之	室田 祐依	兪 尚樹	吉田 哲也	和久田典宏	渡辺健太郎

2026年度 日弁連代議員 (95人)

飯野 晃司	五十嵐裕美	池田 千絵	石井 城正	石北 靖洋	伊藤 元	伊藤 祐介	伊伏 康典
岩田登希子	岩堀 修都	上町 俊郎	遠藤かえで	大浦 郁子	大澤 一隆	大塚 康貴	大橋乃梨子
大森 顕	岡野 真之	織田 英生	蔭山枝里奈	金澄 道子	金子 正志	加畑 貴義	亀井 弘泰
唐木 大輔	川端 実	鬼崎 隼	木下 圭一	木村康一郎	木村 沙紀	久間 颯彦	京谷 円
京藤 充央	清澤清一郎	糸井 範之	黒岩 瞳	小沼 千夏	小林 彩子	高麗 愛子	近藤 泰平
柴山 育子	下田 久	上甲あおい	白又 優理	菅沼 真	鈴木 敦士	鈴木孝太郎	鈴木 眞
鈴木みなみ	関根 健太	高木 剛	武井 祥	竹内 留美	竹腰 幸綱	竹下 茂臣	武市 怜子
立山 大就	田中 雄吾	千葉 大介	鳥羽 浩司	豊崎 寿昌	中川 素充	中島 玲史	中狭 和孝
中山 祐樹	成松 昌浩	新村 響子	西川 一八	西村 珠瑛	橋本 識弘	蓮見 友香	長谷川直彦
濱島 幸子	原 和希	日原聡一郎	平田真太郎	深澤 勲	星 健太	前畑 龍	松本 典子
的場美友紀	三澤 英嗣	三井 拓	三村南央斗	宮城 知佳	武藤 暁	村中 貴之	室田 祐依
森田 亮介	矢田 晴香	山田 裕佳	兪 尚樹	吉田 哲也	和久田典宏	渡辺健太郎	

* 50音順・敬称略

プラハ・ブルノ・ジュネーヴ訪問記

国際委員会 副委員長
 弁護士活動領域拡大推進本部 国際業務推進部会長 **三好 慶** (60期)

1 はじめに

チェコ共和国は、中欧に位置する人口約1100万人の美しい国である。日本では哀愁ある美しい旋律の合唱曲「モルダウの流れ」（交響詩・わが祖国第2曲）で知られるスメタナや「新世界より」で知られるドヴォルザーク、さらには歌劇広告で名を馳せ、晩年は「スラブ叙事詩」を制作したことで知られるミュシャなど、多数の芸術家を輩出した国でもある。

2 大使館連携とチェコ弁護士会との友好協定

そのようなチェコ共和国と当会がかかわりを持つようになったきっかけは、私が縁あってチェコ大使館のオンドジェイ・スヴォボダ経済担当官と出会ったことであった。

そして、オンドジェイ氏と二人三脚で企画した当会とチェコ大使館との友好イベントの中で、同氏のアレンジでチェコ弁護士会のロベルト・ニエメツ前会長（当時会長）からのビデオメッセージが寄せられたところ、その内容は、当会に向けて友好協定の締結を提案するものであった。

これを受け、当会とチェコ弁護士会との間で友好関係の構築に向けた機運が醸成されることとなり、実務レベルでの調整を行ったうえ、2025年5月、同会との友好協定の締結を主とする一連の出張を行うこととなった。

3 在チェコ共和国日本国大使館への表敬訪問

2025年5月21日、上田智司2024年度会長と私はヴァーツラフ・ハヴェル・プラハ国際空港に降り立ち、その足で在チェコ共和国日本国大使館への表敬訪問に向かった*1。

会談においては、私たちより、同大使館の長岡寛介特命全権大使、樋口道弘一等書記官に対し、当会の国際活動を説明のうえ、チェコ弁護士会との間で友好協定の締結予定であることをご説明した。

また、在チェコ共和国日本国大使館にコンタクトしたい、とのご要望がチェコ弁護士会からあった旨もお伝えしたところ、長岡大使からは、そのような要望は歓迎であるので、いつでも連絡してほしい、との有難いお言葉をいただいた。

4 チェコ弁護士会への表敬訪問

翌22日、上田2024年度会長、町田行功2024年度副会長と私は、プラハ市所在のチェコ弁護士会への表敬訪問を行った。

チェコ弁護士会からは、マーティン・マイスナー副会長、ペトル・チャップ事務局長、アルジェベータ・ドヴォジャコヴァ・レコヴァ ブリュッセル常駐代表が会談に参加した。

会談では、両会の紹介がなされるとともに、男女比率（チェコ弁護士会では女性比率40%）、死刑廃止（チェコでは1990年に廃止）等の各種テーマについて議論がなされた。

また、会談の後は、担当者からチェコ弁護士会館についての説明がなされた。それによれば、同会館の位置する通りは、1989年11月の民主化革命であるビロード革命時に、民衆による行進があり、かつ、その犠牲者への献花が同会館の前にてなされたという歴史的な場所であるとのことであった。平和で美しいプラハの地に激動の時代があったことを思い出させるとともに、自由と正義の礎としての法曹の価値と重要性について、認識を新たにさせるものであった。

5 友好協定調印式、Lawyer of the Yearへの参加

翌23日、プラハ本駅発の国際列車で、東へと向かった。プラハ市を過ぎると車窓は穏やかな田園地帯に入り、車窓を眺めながら2時間ほど走る。この列車はそのまま国境を越えればオーストリアに至ることになるが、私たちの目的地は

* 1 : https://www.toben.or.jp/known/iinkai/houritsuservice/kokusai/_2025521.html

チェコ第二の都市であるブルノ市の会場であるため、同市の本駅で下車した。

友好協定調印式の会場である Hotel International Bruno はブルノ市の中心部に位置している。チェコの政財界の要人が利用するホテルであり、エリザベス女王が当地を訪れた際にも、このホテルを訪問されたとのことである。

友好協定調印式には、当会からは、上田2024年度会長、町田2024年度副会長、私、チェコ弁護士会からは、ロベルト・ニエメッツ前会長、モニカ・ノヴォトナー現会長（当時副会長）らを含む全役員が参加し、さらには、スロベニア、スロバキア、ハンガリーの各会の代表者も列席した。

ロベルト・ニエメッツ前会長からは、日本最大の弁護士会である当会との新たな友好の章を開くことを大変喜ばしく思うとのスピーチがあり、また、上田2024年度会長からは、これからがはじまりであり、協定を締結してからを大切にしていきたいとのスピーチがあった。そして、両会から記念品の贈呈やフォトセッションが行われ、華やかかつ和やかな雰囲気にてチェコ弁護士会との間で友好協定が締結された*2。

調印式に続く Lawyer of the Year においては、上記メンバーのほか、1000人程度の弁護士が参加のうえセレモニーが催され、大きな功績のあった弁護士らへの表彰が盛大に行われた。私たちはセレモニー後の Gala イベントにも参加したため、チェコ弁護士会のメンバーや他の弁護士会からの列席者との懇親を大いに深めることができた。

6 ジュネーブへの訪問

ブルノからウィーン経由でジュネーブに飛び、5月26日には、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を訪問した*3。

同代表部では、森川純参事官（当時）、谷本芳朗一等書記官、渡辺裕一等書記官と面談し、私より当会の国際業務の推進状況を共有するとともに、弁護士業務の領域拡大の観点から、今後の協力の可能性について意見交換を行った。

このうち、谷本一等書記官は、弁護士であるが任期付公務員として当地に派遣されているとのことであり、弁護士と

しての知見が職務遂行に役立っているとのことであった。

また、上席である森川参事官より、もし可能であれば、任期付公務員の募集に関し、当会のご協力を得られるとありがたいとお話があったため、私からは、会内での確認は必要であるが、当会会員にとっても貴重な機会であるため、是非ご協力させていただきたい、とお伝えをした。

7 おわりに

現在、本稿の執筆と並行して、チェコ弁護士会より新たに、2026年の Bar Leaders Meeting、Lawyer of the Year へのご招待をいただいたため、的場美友紀2025年度副会長とプラハを再訪することとなり、その準備をしているところである。

チェコ弁護士会によれば、2025年10月に同会の会長が新たに選任されて初の Lawyer of the Year となるため、各国の弁護士会からもより多数の列席者が集まり、かつ、スメタナの名を冠した歴史的なホールで開催される盛大なものとなる予定とのことである。

これもまた貴重な機会であるので、チェコ弁護士会との関係を深化させるとともに、海外弁護士会とのさらなるネットワークを構築し、当会のプレゼンスを高めることができればと考えている。

なお、プラハ再訪の折には、本国に帰任したオンドジェイ氏と、今回は友人としてお会いする予定である。チェコと繋いできたそれぞれの縁を、これからも大切にしていければと思う次第である。

また、ジュネーブでお会いした森川参事官からは、任期付公務員の募集に関し、当会の所属弁護士を対象に説明会を開催したいというご要望があり、その段取りを進めているところである。有難いご要望であり、この点についても当会の弁護士業務の領域拡大に寄与できればと思う。

この訪問記が、当会の国際的なネットワークの構築や弁護士業務の拡大に向けた取組みについて、皆様にお知りいただくための一助となれば幸いである。

* 2 : https://www.toben.or.jp/known/iinkai/kokusai/news/post_8.html

* 3 : <https://www.toben.or.jp/known/iinkai/houritsuservice/kokusai/2025526.html>

公開学習会「今日から始めるカスハラ対策」実施のご報告

性の平等に関する委員会 委員 山本 真由美 (62期)

1 書籍「今日から始めるカスハラ対策 Q&A118」出版

カスタマーハラスメントが社会問題化していることを受けて、東京都は全国で初めてカスハラ防止条例を2024年10月4日に制定し、さらには2025年に労働施策総合推進法が改正され、カスハラについて事業主の雇用管理上の措置が義務化された。

性の平等に関する委員会の労働プロジェクトチームにおいては、女性が多いサービス業の分野でカスハラが多数発生していることを以前から把握し、問題視していた。また、かねてより活発に活動しているセクシュアル・マイノリティプロジェクトチームにおいても、取引先や利用者からのSOGIハラ（性的指向および性自認についてのハラスメント）について深刻な問題であると捉えていた。

そのため、上記条例制定や法改正に合わせて、セクシュアル・マイノリティプロジェクトチーム兼任者も含む労働プロジェクトチームで、2025年12月3日に「今日から始めるカスハラ対策 Q&A118」（一般社団法人金融財政事情研究会）を出版し、執筆者の豊富な経験から、事業者が取るべきカスハラ対策を多数盛り込んだ。

そして、その出版を記念し、2025年12月12日に市民向けの公開学習会「従業員と経営を守るために 今日から始めるカスハラ対策」を開催する運びとなったものである。

2 公開学習会の内容

第一部は内藤忍氏（独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員）による基調講演であった。

東京都のカスハラ防止条例は、労使の代表者、労働法の専門家などをメンバーとする「カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会」で審議され、内藤氏も同検討部会に参加してい



たので、内藤氏からは条例の解説を中心に講演がなされた。東京都がさがけとなったものの、その後、東京都以外の自治体でも同様のカスハラに関する条例が相次いで定められたため、それについての解説もなされた。

内藤氏の基調講演は、データ等を示しながら行われたため非常に分かりやすく、それでいて長年の研究に裏打ちされた深みのあるものであったため、参加者はそれぞれバックグラウンドは異なっても、真剣に聞き入っていた。

カスハラがいかに労働者に深刻な影響を与えているかが基調講演で浮き彫りとなり、個々の会社や店舗の問題ではなく、社会全体の問題としてカスハラを捉えるべきであるということを確認することができた。

第二部は労働プロジェクトチームによる解説であった。

上記のカスハラ書籍の執筆者が複数名登壇し、自身が執筆を担当した部分を中心に解説を行った。

その内容は、法令の解説から始まり、総論としてのカスハラを受けた時の対策、そして、業界別の対策について具体例を交えて説明した。

市民向けの学習会であるので、主にカスハラ対策の実践的アドバイスがなされ、しかも実際に起こりそうな事例を挙げての対策を提示した。

なお、途中で地震が発生したものの、会場参加者の安全を確保し、Zoom参加者にもアナウンスを行うといった危機対応を直ちに行ったため、安全が確認されてすぐに再開することができた。

会場での書籍販売も盛況であったほか、参加者アンケート



でも「参考になった」と大変好評で、出版記念にとどまらない非常に有意義な公開学習会となった。

北海道大学病院附属司法精神医療センター見学記

刑事法対策特別委員会 委員長 神谷 竜光 (67期)

2025年11月4日、札幌刑務所・札幌刑務支所・札幌拘置支所の見学（LIBRA2026年3月号掲載*1）に引き続き、北海道大学病院附属司法精神医療センター（以下「センター」という）の見学をした。

1 センターについて

センターは、北海道で唯一の医療観察法*2の指定入院医療機関である。医療観察法が2005年に制定された後にも北海道に指定入院医療機関がなかったところ、2022年4月になって、開院することになった。

センターは、札幌拘置支所の隣に位置し、札幌刑務所・札幌刑務支所にも近い場所に立地している一方で、北海道大学病院の本院からは、4.5kmほど離れている。

大学病院としては全国初の指定入院医療機関であり、また、刑務所に隣接した場所で運営されるのも全国初である。札幌刑務所における精神障害のある受刑者に対するモデル事業もセンターからのサポートがあるということであった。

また、センターは3階建てで、1階は作業療法室やカンファレンスルーム、スタッフルームなどで、2階が病室（20床＋予備3床）、3階は体育館となっている。スタッフは、一般的な精神病床の6倍で、手厚い治療が可能となっている。

2 センターの特色について

本来的には、33床ほど必要になる計算であったが、これまで入院患者があぶれたことがないということであった。

それは、平均入院日数が全国の指定入院医療機関と比較しても短いからということであった。すなわち、厚労省の「入院処遇ガイドライン」では入院期間の目標を1.5年としているところ、全国の指定入院医療機関の過去3年間の平均在院日数は3.4年であるのに対して、これまでセンターを退院した19名の入院期間中央値は2.3年、センターへの転入院を除いた8名でみると1.7年となっており、全国施設で最も早期に患者の社会復帰を実現している施設となっている。案内してくれた賀古勇輝医師によれば、内省・振り

返りを重視すると難しいが、現時点で再被害・再入院・再処遇は0人ということであった。

3 センターの見学と説明について

センターは予備を含め23床であるため施設としては大きくないが、中は清潔で明るく、開放的な印象であった。急性期ユニット、回復期ユニット、社会復帰ユニットと段階を踏んでいくが、急性期ユニットは隔離されているものの、その後のユニットは対象者の自由度もかなり高かった。

特に驚いたのは、インターネットに接続されたパソコンを利用して、エゴサーチをするプログラムがある点であった。対象者は重大な他害行為をしたため入院処遇になっているところ、確かに、社会復帰した場合には自身の事件がどのように報道等されたのか一番気になる点ともいえ、向き合う必要が出てくることありうる。このプログラムは希望者に対して行っているところ、治療上プラスになることが多く、事件の内容への理解を深めるきっかけにもなっているということであった。

また、スマホの利用も、リテラシーの講座はあるものの、一定程度認める場合があるということであった。

社会復帰を見据えた現実的なプログラムを組んでいることがうかがえた。

このほか、センター退院後は通院処遇となるため、指定通院医療機関との連携も強化しており、センター開設後は北海道における指定通院医療機関を28施設から40施設に増加し、重大な他害行為は行った対象者であっても特別な患者にはならないように、広く浅く連携をとっているということであった。

4 さいごに

医療観察法における入院処遇は厚労省のガイドラインにもかわらず長期化傾向にある中で、センターでは、開放的で先進的な取組みがなされていた。それが少しでも全国的に広まることを願いつつ、見学を終えた。

* 1 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2026_03/P35.pdf

* 2 : 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

今こそ変えるぞ! 再審法

第10回 法制審議会の審議の問題点について

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49期)

1 鈴木馨祐法務大臣（当時）の諮問により、2025年4月21日以降、刑訴法第4編「再審」（以下、「再審法」という）の改正について、法制審議会刑事法（再審関係）部会（以下、「法制審部会」という）において、①再審請求審における検察官の証拠開示、②再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止、③再審請求審における裁判官の除斥・忌避、④再審請求の手續に係る規定の整備を含む14項目の論点について審議されている。

上記①～④については、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が同年6月18日に衆議院に提出した「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」と重複している。法案が既に国会に上程されているにもかかわらず、同じ内容について法制審で審議されるということは極めて異例のことと思われる。

そもそも、再審法の改正について、検察官・検察庁と密接な関係がある法務省が事務局を務める法制審議会が主導的な役割を担うことには強い懸念がある。現に法制審部会の第13回会議に先立ち、法務省事務局により、「意見の集約に向けたたたき台（案）」が作成され、法制審部会の委員・幹事への事前の提示や意見聴取を経ることもないまま、報道機関に配布され、記者に対する説明が行われるという事態が発生している。

2 法制審部会のこれまでの審議内容についても大きな問題がある。

1点目は、えん罪被害者からのヒアリングがあまりにも短すぎることである。法制審部会の第2回会議で、東住吉事件の青木恵子氏と弁護団、袴田事件の袴田ひで子氏と弁護団のヒアリングが行われたが、それぞれ本人から10分、弁護団から10分、質疑が10分、合計でわずか30分程度である。近年多数のえん罪事件が明らかになっており、えん罪被害者を早期に救済するために法改正が必要であるにもかかわらず、当事者であるえん罪被害者からのヒアリング

が余りに短すぎ、審議に十分反映されていない。

2点目は、日弁連以外の実務家、研究者の委員の発言が、あまりにも形式的な論理に終始していることである。いわく「三審制のもとで慎重な審理に基づいて判決が確定した」「再審は非常救済手続である」「再審手続は職権主義である」「再審手続と再審公判の審判対象は異なる」等の意見が出されている。しかし、現実に多数のえん罪事件が発生しているであり、そのような形式的な論理では、えん罪被害者を早期に救済する法改正はできないと思われる。

3点目は、実務家の委員、とりわけ現職の裁判官や元裁判官から、再審法改正に消極的な意見が出されていることである。2025年2月に司法研修所で「再審をめぐる諸問題」という裁判官の共同研究が行われたが、その内容からも大きく後退する発言が相次いでいる。えん罪が発生した原因には、裁判官にも一定の責任があるのであり、率直に言って失望を禁じ得ない。

3 このような審議状況から、法制審部会では、再審における証拠開示の範囲を限定し、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止にも踏み込まない意見が多数を占めるに至っている。

2025年12月、刑事法研究者4名による「再審法の改正に関する意見」、刑事法研究者135名による「再審法改正議論のあり方に関する刑事法研究者の声明」、さらには元裁判官63名による「再審法改正に関する元裁判官の共同声明」が相次いで公表された。いずれも、法制審部会の審議内容について、えん罪被害者の速やかな救済という再審法改正の目的に反すると厳しく批判するものである。

再審法改正は、何よりもえん罪被害者の速やかな救済に資するものでなければならない。①再審請求審における幅広い証拠開示、②再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止は、そのために必要不可欠なものである。この点について、すみやかに法改正を実現させるべきである。

第1回 人生と向き合う法律事務所へ—東京パブリック前編—

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人東京パブリック法律事務所 長谷川 翼 (69期)

1 「たどり着く」だけでよいのか

「90円では、マックにもいられんから」

接見に行った私に対して、Aさんはアクリル板越しにそう話した。

Aさんは、長年、日雇いで建築関係の仕事をしてきた。両親とは折り合いが悪く、中学を卒業後、すぐに仕事を始めた。しかし、ある時、身体を壊して職を失う。収入を失い、日々の食費や家賃の支払いのため借金をするが、すぐに借りられるところはなくなった。家賃の支払いが遅れ、退去を求める手紙が届くようになった。家を出てネットカフェで寝泊まりをして仕事を探すが、身体を壊したAさんを雇ってくれるところは見つからなかった。

雪が降る金曜日のことだった。Aさんのポケットには90円しかない。夕方、Aさんはホームレス支援団体へ電話をかける。支援団体のスタッフが月曜日の朝に生活保護の申請に同行してくれることになる。「月曜日の朝、役所の前で」。その電話の後、Aさんは窃盗事件の犯人として逮捕される。

身体を壊したとき、借金を返せなくなったとき、退去を求める手紙が届いたとき…。Aさんの話を聞きながら、もっと早く相談を受けることができているならば、この事件は起きなかったのかもしれない、と思う。しかし同時に思う。仮に金曜日の夕方、役所が閉まった後に相談を受けることができたとして、シェルターを持たぬ私たちに何ができたのだろうか、と。

2 「解決に至る」ことの難しさ

法的課題は、その背後にある多数の課題の「氷山

の一角」だ。例えば、Aさんの借金や立退きという法的課題の背後には、過酷な労働環境の問題や、それらの影響から生じた身体や精神の障害、地域コミュニティからの孤立など、様々な課題が潜んでいる。そして、法的課題の解決のため、債務整理や建物明渡請求を受任したとき、身体や精神の障害の影響からなかなか外出ができず打合せが進まない、転居先が見つからない等の課題に弁護士も直面する。法的課題の解決のためには、その背後に潜む課題にも同時にアプローチする必要がある。

Aさんには、生活保護の申請や債務の整理とともに、雪の降る日でも安心して眠ることができる場所や、冷えた体を温めてくれる食事、傷付いた身体や心を癒す医療が必要だった。これを確保できる仕組みを作ろうと思った。

3 依頼者の人生が「社会を変える」

『「せかいびパーク」って、ここで貰えますか』

まだ正月休みの余韻が残る1月初め、男性が一人、受付の前に立っていた。Bさんだ。「せかいびパーク」とは、特定非営利法人トイミックと一般社団法人つくろい東京ファンドが提供している「緊急お助けパック」のことだ*1。住まいやお金がなくなり、身動きがとれなくなった方へ、その日一泊分の緊急宿泊や食事などを担保するパッケージを配布するとともに、スタッフによるその後の継続的な伴走支援を提供している。東パブはその受け取りスポットとして登録をしている。私たちにはAさんの苦い記憶があったからだ。

Bさんはある地方都市に住んでいたが、事業がうま

*1 : <https://sekaibivouac.jp/>

くいかず、多額の借金を抱え、首が回らなくなった。家賃の支払いも滞り、自殺するしかないと家を出たが、最後に以前にネットで見たNPOに相談してみようと、藁にもすがる思いで東京に来たのだという。ところが、そのNPOとは連絡がとれず、区役所に行ったところ、夕方5時近くだったため、明日の朝一番に相談に来るようと言われ、せかいビパークを紹介され、一番近い受け取りスポットだった東パブに来た、ということだった。

虚な目で話すBさんを見て不安に思った私は、生活保護や債務整理について説明をし、どちらも手続きを手伝うことができると伝えた。しかし、「生活保護は申請しない」と答えるBさんの意思是固く、その日は名刺を渡して別れるしかなかった。

数日後、伴走支援をしていたスタッフの方から連絡があった。継続相談の結果、Bさんは体調の回復を優先することとなり、シェルターに入居して生活保護を申請することになった、ということだった。

後日、以前一緒に勉強会をしたことがある病院のソーシャルワーカーから、私宛に連絡があった。通院している患者さんの中に私の名刺を大切に持っていた人がいるのだが法律相談をお願いできないか、ということだった。Bさんだった。

その後、Bさんは、生活困窮者の支援団体のサポートを受け、シェルターからアパートへ転居をした。また、通院先での医療的なサポートを受けながら、残されていた債務の整理を始めた。治療が進むにつれてBさんの目には光が戻り始め、生活困窮者の支援団体でボランティアを始めた。そこでBさんは、苦しい状況にある方たちに自身の経験を語り、弁護士へ相談するよう、その背中を押すようになった。将来は

自分と同じような境遇の人を支える仕事をしたいと夢を語るようになった。

私たちは、依頼者の人生を通じて、その背後にある複合的な課題を知り、また社会の「隙間」に気付く。依頼者の抱える課題の解決のため、例えばせかいビパークのように、様々な分野の支援者と連携をして複合的な課題へアプローチをする。そして、同じような状況を生まぬよう、時には「としまる」*2や「としま包摂ネットワーク」*3のように、周囲の支援者と共に新たな仕組みを作ることで、社会の「隙間」を埋めていく。Aさんの人生がBさんを救ったように、これまでに会った依頼者の人生が社会を変える。

4 東パブが目指すもの

妊娠を理由に解雇され寮を追い出された外国籍の女性の在留資格、大量の荷物やゴミで溢れかえった家に一人で暮らす高齢の男性の後見申立、アルコール依存の治療のため入院中の方の債務整理…。東パブには今日も様々な相談が寄せられる。私たちは、法的課題の解決に向けて動き出すと同時に、シェルターの手配を依頼し安全に出産できる環境を調整するためのケース会議に参加する、担当ケアマネージャーと一緒にご自宅で本人からお話を聞く、病院の主治医やソーシャルワーカーとともに今後の支援プランを考える。これまでに私たちが会った依頼者の人生が、支援者を繋ぎ、そして新たな繋がりを作る。

私たちは、①依頼者にたどり着き、②その課題の解決を目指すとともに、③同じ状況を生まぬよう社会を変えることを目指し、今日も目の前の依頼者の人生と向き合う。

* 2 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_11/P24-25.pdf

* 3 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_0102/P34-35.pdf

法律家のための税法知識

第11回【税務訴訟】非上場株式評価への総則6項適用否定事例 ～判例分析の必要性～

税務特別委員会 副委員長 今川 正顕 (74期)

【事例】

相続税における非上場株式の評価について財産評価基本通達総則6項を用いた相続税増額更正処分等が取り消された事例。

相続税更正処分等取消請求事件／相続税更正処分等取消請求控訴事件

(控訴審・納税者勝訴確定)

東京高裁令和6年(行コ)第36号

令和6年8月28日判決

LEX / DB25620971

(第1審・納税者勝訴)

東京地裁令和3年(行ウ)第22号

令和6年1月18日判決

LEX / DB25598705

(上記判決引用判例)

相続税更正処分等取消請求事件

最高裁第三小法廷令和2年(行ヒ)第283号

令和4年4月19日判決

LEX / DB25572099

(参照条文・基本通達)

相続税法22条

財産評価基本通達総則6項

【事例概要】

本件は、非上場株式の評価を財産評価基本通達所定の評価（以下「通達所定評価」という）に依った相続税申告につき、税務当局が相続前の株式譲渡基本合意記載金額を捉え、通達所定評価を覆す規定である財産評価基本通達総則6項（以下「総則6項」という）を適用して、国税庁長官の指示を受けて行った評価を根拠に相続税増額更正処分及び過少申告加算税賦課処分を行ったが、税務訴訟により取り消され確定した事案である。

被相続人は非上場会社のカリスマオーナーであった。ただし、当該被相続人は全株式を有していたわけ

ではなかった。

被相続人と買収会社は当該非上場会社全株式の譲渡を前提に基本合意を締結したが、全株式の譲渡という条件をみたすことなく、被相続人は死亡した。その後、相続人により当該基本合意の金額で当該買収会社へ全株式の譲渡がなされた。

相続人は、当該非上場株式の評価額を通達所定評価で行い、相続税申告を行った。なお、本件は、納税者側（相続人及び被相続人）に何らの租税回避の意図及び行為がないものであった。

ところが、税務当局は、基本合意の存在を捉え、その金額が通達所定評価と著しく乖離するとして、通達所定評価はそぐわないと判断し、通達所定評価を覆す規定である総則6項を用いて、当初申告評価でなく、国税庁長官の指示を受けて行った評価（個別の鑑定評価）を根拠に相続税増額更正処分及び過少申告加算税賦課処分を行った。

相続人は当該処分を不服として、審査請求を経た後、訴訟提起した。当初申告評価で用いた通達の合理性、当該個別の鑑定評価の合理性、それぞれの評価が「時価」の範囲内であるか等、争点は多岐にわたった。

その争点群で、当該訴訟において最も争われた点は、納税者側に何らの租税回避の意図及び行為がない場合でさえも総則6項適用が許容されるかどうかであった。

【裁判所の判断についての要旨】

第1審及び控訴審ともに納税者勝訴、確定。

第1審は、最高裁令和4年4月19日判決（以下「当該最判」という）の判断枠組みを示した上で判断を行った。

上記争点に係る点につき、第1審判決は、当該最判は納税者側に何らの租税回避行為がない場合を直接示したものではないが、通達所定評価額と時価と評価される金額との間に大きな乖離があるという一事をもって、通達所定評価額による画一的な評価を行うことが、総則6項の発動要件たる実質的な租税負担の公平に反するものではないと解釈した。

その上で、第1審は、本件のように通達所定評価額よりも高額に売却できた場合につき、いかなる場合において、総則6項は発動により通達所定の評価額に依らず個別の評価がなされるのかについての基準がないことを指摘し、税務当局の恣意性の余地、他事例との均衡、納税者の予測可能性の欠如及び納税者がいかなる金額で申告すればよいか不明であることといった当該基準のない状況の懸念を示した。

ここから、第1審は、納税者側に予測可能性欠如等の不利益を甘受させる程度の一定の事情がない限り、通達所定の評価額と時価と評価される金額との間に大きな乖離があるという一事をもって、税務当局は総則6項の発動により通達所定の評価額に依らず個別の評価をすることはできないとした。

そして、第1審は、納税者側に予測可能性欠如等の不利益を甘受させる程度の一定の事情は本件にはないとして、本件更正処分等を平等原則に反するものとして違法とした。

控訴審は、第1審を支持し、判決を下し、そのままその判決は確定した。

【コメント】

以下、税務特別委員会及び所属事務所の所見でなく、私見であることをどうか十分にご考慮いただきたい。

1 前提

相続税算出の基礎となる相続財産の価額は、相続税法22条により「時価」によるものと規定されているが、時価の具体的な基準は法定されていない。

そこで、国税庁においては納税者の円滑な相続税申告に資するよう納税者間の平等と円滑な税務執行に配慮し、財産評価基本通達により画一的な財産評価体系を整備している。

一方でその画一性ゆえに通達所定評価が実質的な租税負担の公平に反する場合があります、この場合を手当とするものとして通達所定評価を覆す規定である総則6項が規定されている。

総則6項は、いわゆる税務当局にとっての伝家の

宝刀、エクスカリバー、納税者にとってのちゃぶ台返しである。すなわち、総則6項適用の可否は、税務当局の課税の実効性確保と納税者の予測可能性確保のせめぎ合いとなる。

2 最高裁令和4年4月19日判決の判断枠組み

総則6項適用の可否は当該最判を参照すべきと考える。私見ではあるがその判断枠組みは以下のものと思料する。

税務当局が総則6項の適用をしても許容される場合とは、平等原則の見地から相続税の課税価格に算入される財産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき特別な事情がある場合である。

当該特別な事情の有無は、①評価通達の定める方法による評価額と実際に時価と考えられる額に大きな価額の乖離があることのみならず、②相続税の負担が著しく軽減されることを前提に、租税回避行為、租税回避の意図があること及びその程度等の考慮事情を総合勘案して決する。

3 本件での納税者訴訟代理人の主張立証

当該訴訟において最も争われた点に限ると、上記①、②を要件として主張し、②の租税回避行為やその意図がないから、総則6項は適用できないと主張した。当該最判判決後、速やかに分析を行い、上記①及び②が考慮事情として総合勘案される点から、①の価額の乖離のみで総則6項の適用が是認されることを防ぐため、価額の乖離の分析を行い、価額が乖離していること自体に不合理性がないことを幾度も粘り強く主張立証した。

本件は、山下清兵衛弁護士及び田代浩誠弁護士（いずれも第二東京弁護士会）が指揮した税務事件であり、税務の第一人者である山下清兵衛弁護士の粘り強い主張立証が功を奏したものである。山下清兵衛弁護士のご冥福を祈る共に僭越ながら法曹における税務分野の発展に尽くしたい。

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第42回 「辩护人抜き裁判」特例法案と弁護士自治

司法改革総合センター委員長代行・東京弁護士会歴史研究会 堂野 達之 (52期)

1 「辩护人抜き裁判」特例法案の提出

1969（昭和44）年頃以降、東大裁判、反戦デー事件等の刑事法廷において、分割公判方式、法廷警察権の多用、公判期日の一方的指定等を巡り、弁護団が不出頭戦術を行う等、弁護人と裁判所との間で激しい対立が生じました。

法制審議会は、1978（昭和53）年1月、必要的弁護事件でも、弁護人が正当な理由なく不出頭や退廷をしたり、訴訟遅延目的で辞任した場合等に、被告人無しで開廷できる法律案要綱を法務大臣に提出し、法務省は「刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」（いわゆる「辩护人抜き裁判」特例法案）を国会に提出しました。

2 特例法案の廃案

日本弁護士連合会及び各弁護士会は、特例法案が弁護人の活動に不当に介入干渉し、被告人の正当な利益が守られなくなるおそれがあるとして、国会請願署名運動や、市民集会、メディアへの働きかけ、各政党及び議員への陳情、要請行動、懇談会等に精力的に取り組み、特例法案に反対する活動を大々的に展開しました。

1978（昭和53）年10月から12月に、日本弁護士連合会は、受任承諾者名簿の備置等により、通常の推薦手続では被告人選任が困難な特別案件について、国選被告人を迅速確実に選任する会則制定や答申を行い、メディアからも建設的と評価されました。

かかる機運の中で、法曹三者協議で特例法案に関する議論がなされ、1979（昭和54）年3月、弁護士会が特別案件につき国選被告人を責任をもって選任する、不当な訴訟活動を行った被告人に対し弁護士会が公正迅速に懲戒を行う等を合意した上で、三者協議は成立しました。これを受けて、同年6月の通常国会の終了と共に特例法案は廃案となりました。

3 弁護士法改正論議

1978（昭和53）年2月、特例法案の国会審議中に、

法務大臣が、裁判官に弾劾裁判所、検察官に検察審査会があるが、弁護士も第三者機関により責任あるチェックがなされるのが望ましい旨の発言をしました。

その後、複数の議員や法務省刑事局長から、弁護士会の活動に対する批判的発言が相次ぎ、自民党法務部会が弁護士法改正の検討を決定と報道される等、弁護士への第三者機関による監督を定める動きが出てきました。

4 弁護士自治の堅持

日本弁護士連合会は、1978（昭和53）年11月の理事会で「弁護士自治の問題に関する答申書」を採択し、弁護活動は会員相互の自由闊達な議論・批判の中で自律的に是正されていくべきとしつつ、弁護士会の適切な援助、指導、監督が必要となることもあり得るとして、綱紀・懲戒手続の改善等を提案しました。

そして、上記2で述べた法曹三者協議の付属了解事項として、日弁連及び弁護士会の懲戒委員会に弁護士以外の外部委員が増員され、綱紀委員会に参与員制度が導入されました。同協議の成立により、弁護士法改正には至りませんでした。

かかる結果に対しては、当時の状況下での政治的妥協とも評される一方、懲戒手続の透明性・公正性を高め、弁護士自治をより強固なものとした、議論の過程で弁護士自治の内実を豊かにすることへの理解が広まったとの評価もなされています。

5 弁護士自治が無い世界

「東京弁護士会百年史」917頁では「東京司法書士総会で特例法反対の決議を行ったところ、司法書士会の本来のあり方からみて好ましくないとして法務省民事第三課が関係者を呼び、経緯、趣旨の説明を求めたという事件も発生した」との事案が紹介されています。監督官庁が存在しない弁護士自治の大切さを改めて考えさせられます。

vol.12 将棋会

将棋会のご案内

会員 中嶋 翼 (67期)

ここ数年の「藤井聡太ブーム」の影響に加え、将棋ウォーズなどのスマホアプリで初心者が手軽に将棋を始められるようになったこともあって、最近では老若男女問わず初心者・級位者の新規入会が増えています。

実力者の方はもちろん、対面での盤・駒を使った対局経験の乏しい初心者・級位者の方も気軽にご参加ください。

1 将棋会の概要

将棋会は、弁護士による将棋同好会です。当会のみならず、東京三会や近隣各県からもご参加いただいています。最近では参加希望者が増え、若手会員や女性会員の数も増えました。会員の棋力も、全国クラスの強豪から初心者まで様々です。

活動の中心は、弁護士会館などで開催される年数回の例会です(会費制)。プロの指導対局、会員同士の自由対局などを行っています。

また、希望者を募ってチーム編成し、年2回開催される社会人による大規模な将棋大会「職域団体対抗将棋大会(職団戦)」にも毎回参加しています。

弁護士であること以外に会員資格はないため、弁護士であればいつでも入会可能です。例会ごとの会費で運営しているため、年会費も無料です。

2 公式ブログ

開催日程の告知や案内等のため、公式ブログを開いています。過去の開催実績も掲載しています。

※「弁護士将棋会」で検索

<https://bengoshi-shogi.hateblo.jp/>

3 将棋会への会員登録・参加方法

上記公式ブログに詳しい案内を掲載しています。ご連絡いただければ、幹事にて名簿及びメーリングリストに登録します。登録後は、メーリングリストにて不定期にご案内をお送りします。

もちろん、ご不明点に関するお問い合わせにも対応します。

年会費は無料なので、会員登録による費用は一切かかりません。老若男女・経験・所属会等を問わず、「将棋を指してみたい」弁護士の方は誰でも大歓迎です。東弁会員に限らずお誘い合わせのうえ、奮ってご参加ください。



羽生善治九段(永世七冠)の来会

*問い合わせ先：総務課 TEL 03-3581-2204



こちらから読んでね

寝 癖



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

56期(2002/平成14年)

かけがえのない時間



会員 手打 寛規 (56期)

私は司法修習56期、弁護士登録23年目になる。昨年、延期が続いた20周年行事がやっと開催され、久しぶりに多くの仲間と再会し楽しい時間を過ごした。あらためて修習時代は自分の宝物だったと思う。あの楽しかった時を再度振り返ってみたいと思う。

1 前期修習

当時の前期修習には球技大会等の行事も多く、クラスでお揃いのTシャツを作って参加した。在学中に司法試験に合格した者もいれば、社会人経験者もいて、年齢も経歴も様々だったが、不思議と一体感があって非常に仲が良かった。前期修習はクラスの皆で騒いでいた記憶しかない。他方で、前期修習で驚いたのは、同期が皆、能力的にも、人間的にも素晴らしい者達ばかりだということだ。楽しい時間を過ごしつつも、プレッシャーを感じていた部分がないわけではない。実務に出たらどうやってこんな優秀な奴らと渡り合っていけばいいのか、そんなことを考えていた時に刑弁教官から貴重な一言。「誰かが1時間でできるものを、お前は何時間もかければいいのか。そうすれば、もっといい仕事ができるだろう。お前なりにやればいいんだよ」。自分なりに努力すればいいのだと吹っ切れ、気持ちが軽くなった。よく飲み、よく遊び、よく語り、そんなこんなでアツという間の前期修習3か月は終わっていった。

2 実務修習

実務修習は札幌。私は、検察、刑裁、弁護、民裁の順だった。実務修習はどれも印象深い、特に印象深いのが弁護修習。指導担当は上野八郎弁護士。北海道大学山岳部出身で豪快な方だった。最も印象に残っているのが修習2日目、仕事を切り上げて自宅に來いと仰る。何か美味しいものでも？と期待してご自宅に伺うと、友人から頂いたと冷蔵庫（ご自宅に蔵のような冷蔵庫があるのである！）に吊るされた鹿の足を見せられた。これからこの足を捌いてアキレス腱を取り出し

料理の材料にするという。それから2時間、ひたすら鹿の足と格闘し、捌いた鹿のアキレス腱を持ってすすきのへ。他にも別荘に連れて行っていただき、誰もいない雪山をシールを貼ったスキーで登り、スキーで降りてくるという雪山スキーの手ほどきをしていただくなど、本当に色々な経験をさせていただいた。弁護士とは何とも豪快かつ豊かな人生を送るのだろうと思った。上野弁護士には毎晩ご一緒させていただき、まさに一日中、弁護士業のこと、人生のこと、色々なお話をさせていただいた。その全てが人生の糧となり、今の自分があると思う。

3 北海道旅行！

札幌修習の仲間達も非常に仲が良かった。当時は皆、何かに取りつかれたように北海道中を旅して回っていた。私も夏に北海道大雪山を縦走したのを皮切りに週末は北海道中の秘境や温泉を巡る旅に明け暮れた。そして、冬はスキーである。一番の思い出は大雪山旭岳での山スキー。修習生15名程で旭岳に繰り出しロープウェイで中腹へ、そこからパウダースノーの中を皆で滑り降りるのである。夜は宴会をしたり、ドラマ「北の国から」の名場面「吹上温泉」のロケ地巡りをしに山の中を探索した。まさに、北海道の大地を堪能した。本当に楽しい思い出ばかりである。

4 後期修習

実務修習の最後の頃、お世話になっていた裁判官に「早く実務に出たい」と話したところ「お前みたいな半人前が実務に出たら人の迷惑になる。しっかり勉強しろ！」と叱っていただいた。それはそのとおりだと思ひ、特に後期修習はまじめに勉強していたと思う。時にやさしく、時に厳しく、修習生活を通じて色々な方にご指導いただき、弁護士になれたのだと思う。

本紙では紹介しきれない沢山の修習時代の思い出がある。その全てに感謝を申し上げて、筆を置きたい。

新人弁護士、「かわい子ちゃん」を目指す

会員 田中 美早

1 はじめに

会員の皆様、はじめまして。77期の田中美早（たなかみさ）と申します。東京での司法修習（当会配属）を経て当会に入会し、現在はいわゆる企業内弁護士として働いております。当会広報委員会の研修員として活動させていただいているご縁で、今回執筆の機会をいただきました。

この貴重な場で何を書こうか悩みましたが、高校生の頃から新人弁護士となった今も変わらず大切にしている「ある教え」についてお話ししたいと思います。将来、忙しさのあまりこの教えを忘れてしまった自分が、改めてこのエッセイを読み返したときに、この教えと新人弁護士としての初心を思い出せるようにとの願いも込めて。

2 「かわい子ちゃんになりなさい」

私が大切にしている教えは、「かわい子ちゃんになりなさい」です。

この言葉は、私が通っていた中学校・高校の先代の校長先生が生徒たちに伝えていたものを、卒業生である数学科の先生から教えていただきました。

「かわい子ちゃん」と聞くと、見た目を磨いて誰かに媚びること？と思われるかもしれません。令和の今、何を言っているのだらうと感じる方もいらっしゃるでしょう。しかし、この言葉は決してそのような表面的な意味ではありません。

「かわい子ちゃんになりなさい」とは、困ったときに周りの人から手を差し伸べてもらえるような、愛され、信頼される人になりなさいという教えです。長い人生、自分ひとりの力だけでは乗り越えられない壁や、誰かの助けを借りることでより良い結果が出せる場面が多くあると思います。しかし、特に弁護士の仕事は、一人で抱え込みやすいとよく聞きます。右も左もわからない

新人弁護士であれば尚更助けが必要です。そのようなとき、そっと手を差し伸べてくれる人がいれば、どれだけ救われることでしょうか。そして、人から助けをもらうことで、一人では達成できなかった目標にも辿り着くことができます。

愛され、信頼される人——それはこの世界を生きていく上で何よりも強い人だと、私は思います。

3 「かわい子ちゃん」になるために

「かわい子ちゃん」になるために、私は人とのつながりが広がる機会には積極的に参加し、出会いを大切にしています。

周りから愛される人は、他者の考え方や価値観の違いを受け入れようとする広い視野を持っていると感じます。様々な人と出会い、異なる価値観に触れることで、自分自身の視野も広がっていきと考えているため、様々な人と出会う場に参加することは「かわい子ちゃん」になる大きな一歩なのです。また、自分自身の人となりや考え、価値観を周囲に伝え、知ってもらうことも大切だと思います。お互いを知り合うことで、つながりはより深くなっていくものではないでしょうか。

さらに、ご縁を一度きりにしないように心掛けています。例えば、司法修習中にお世話になった会派の皆さまとご縁を大切にし、就職後も会派に所属し、執行部や様々な活動に積極的に参加するようにしています。このような活動の中で先輩弁護士の皆さまから多いお話を伺えることが多く、右も左も分からない新人弁護士の私にとって、多くの学びを得られる大切な機会です。

忙しさに追われると、つい自分のことで精一杯になりがちですが、ひとつ一つの出会いを大切に、「かわい子ちゃん」になれるように、弁護士2年目も日々歩んでいきたいと思っています。

『フランケンシュタイン』

1994年 / イギリス / ケネス・ブラナー監督作品

キャラクターイメージ

会員 鈴木利碩 (71期)

『フランケンシュタイン』
Blu-ray 発売中
Blu-ray: ¥4,180 (税込)
発売元・販売元: ポニー
キャニオン
© 1994 Tristar/JSB
Productions, inc. All
Rights Reserved.



北野武は『座頭市』(2003)において、勝新太郎が作り上げた絶対的なイメージを、金髪でどこか無機質な異邦人のような風貌で鮮やかに塗り替えた。また、『バットマン リターンズ』(1992)でダニー・デヴィートがドロドロに怪演した「ペンギン」を、『THE BATMAN』(2022)ではコリン・ファレルが、リアリティ溢れるマフィアへと再定義した。誰もが知る架空のキャラクターが、時代を経て思いもよらないスタイルで再表現される様には、得体の知れない魅力が宿っている。これがリメイクの醍醐味であり、人気漫画のキャラをそのままなぞっただけの実写化では足りない。

2025年、ギレルモ・デル・トロによる『フランケンシュタイン』が公開された。ダーク・ファンタジーの巨匠らしい美しい映像を観て、ふと思い出したのが、1994年のケネス・ブラナー版『フランケンシュタイン』だ。あえてこの旧作を振り返ることで、キャラクターが持つ普遍性を考える。

「フランケンシュタイン」とはあの怪物の名前ではなく、彼を生み出した若き科学者ヴィクターの名前である。あの怪物には名前がない。その姿といえば、青白くて首の両側から太いネジが飛び出し、角張った頭部に短い前髪という姿が一般的だろう。なぜか丸首インナーにジャケットと不釣り合いな格好もセットだ。これは1931年のジェームズ・ホエール版『フランケンシュタイン』が生んだイメージが、アイコンとして強固に定着した結果であろう。本邦では、藤子不二雄[Ⓐ]による『怪物くん』(1965)の影響も無視できないはずだ。

ところが、本作で「怪物」を演じたのは、役作り

のためにタクシー運転手として深夜の街を流し(『タクシー・ドライバー』)、5,000ドル払って前歯を削った(『ケープ・フィアー』)憑依型俳優、ロバート・デ・ニーロである。定着した怪物像を打ち破り、継ぎ接ぎだらけの痛々しい「肉体」を持った生々しい存在を提示した。監督兼主演のケネス・ブラナー(『プラダを着た悪魔2』(2026)にも出るかも?)は、生みの親の「無責任なエゴ」が招く悲劇を重厚に描いている。母を亡くした悲しみから、傲慢にも死体を繋ぎ合わせて命を作った天才科学者が、いざ完成したものの醜さに怯え、捨ててしまう。捨てられた怪物は驚異的な知性で言語を覚え、自らのルーツが死体置き場の寄せ集めだと知って慟哭する。デル・トロ版の方が今の時代らしく映像もテンポも洗練されているが、ブラナー版はゴシック・ホラーの原典を直球に再現し(本作の原題は、『Mary Shelley's Frankenstein』である)、人間の深淵に迫った名作だと言える。

シーザー・ロメロからバリー・コーガンまで変遷し続ける、『バットマン』シリーズのジョーカーのように、この怪物もまた、時代ごとに新しい姿を見せてほしい。

こうしたキャラクターの「再解釈」への興味から、たとえば、昭和から現在まで国民的な人気を誇る青い異形のイメージを剥ぎ取り、物語の骨格のみを借りて、デヴィッド・フィンチャー的な雨の降りしきる暗澹たるクライム・サスペンスへ変貌させたらどうなるか。あの暴力的な支配者や狡猾な御曹司を誰が演じ、背後に立つ「異形」をどのように定義するか、そんな不穏な妄想を今日も続けている。



トトノ「ワナイ」サウナの勧め

会員 野田 直志 (71 期)

「トトノウ」という言葉をご存じだろうか。サウナ愛好家（サウナー）が使う言葉で、サウナと冷水に交互に入ることで、身体・精神が「トトノイ」、頭が冴え渡り最高のリラックス状態になることを指す。サウナー達は「トトノイ」を求めて、サウナ巡りをしていると言っても過言ではない。

本稿は、サウナ歴2年のベビーサウナーである私が、トトノ「ワナイ」サウナを提唱するものである。本稿をきっかけに、サウナー達から命を狙われるかも知れない。しかし、そこにサウナへの愛があれば、きっと許されるだろう。オススメサウナを紹介して愛を語ってから、私の「サウナ論」を語ろう。

1 オススメサウナランキング

1位：山中湖にあるサウナ

サウナシュラン2024アワード受賞。2階のくつろぎスペースから、富士山と山中湖がみえる。サウナ後に提供してもらえるデトックスウォーターと美味しいプリンを食べながら、富士山と山中湖を見ながらくつろぐ時間が最高。やみつきになる。帰り道に山中湖周辺で「ほうとう」や「わかさぎ」を食べるところまでがワンセット。個人的圧倒的1位。ああ、行きたくなってきた。

2位：千葉の里山にあるサウナ

サウナシュラン2025、4位。千葉の里山にある。のどかな里山の風景を見ながら楽しむサウナは心が癒される。「山サウナ」「滝サウナ」などがある。自然を生活に取り込むことの心地よさを思い出させてくれる。都会の喧騒に疲れたらどうぞ。

3位：宇都宮にあるアートサウナ

サウナシュラン2024、特別賞。宇都宮にある「アートサウナ」。採石場跡地にある。巨大な石壁に囲まれ閉鎖的で終末的な空間に、生命力を感じる力強いアート作品が置かれている。その一部がサウナになっていて、入ることで作品

を体験できる。単なる心地よさではなく、「ぞくっとするような終末感や神聖さ」を味わいたい方はどうぞ。

2 私のサウナの入り方

サウナと冷水浴は2周程度、サウナは3分から4分程度、冷水浴は20度以上が好きで入っても一瞬。自分でも認めざるを得ないベビーサウナーである。プロサウナーがこだわる①水質（軟水or硬水）②水温（冷水浴の温度、一桁台をシングルという）③動線（シャワー・サウナ・冷水浴の配置等）④ロウリュ、などもほとんど興味がない。終わった後の「気持ちよいなー」程度を味わうためにサウナに入っている。「トトノウ」という境地には、未だに辿り着けていない。

3 サウナ論と人生

COFFEE BREAKの話の頂いたとき、ありがたいオファーだと思って即承諾した。でも考えてみると「これといった趣味がない」ことに気づいた。我ながらつまらない男なのである。でも、多くの人が同じじゃないか。人一倍取り組むのは仕事ぐらいのもので、その他は家でのんびり、動画みたり友達とご飯食べたり。なんてことない日々を歩む。でも、それが幸せってものだろ。何も「トトノウ」だけが全てじゃない。ちょっとした喜び・幸せ。私のサウナのように、なんちゃっての趣味の集合。それこそが人生。



山中湖のサウナで撮った一枚

刑事再審手続に関する法制審答申に反対し、議員立法による再審法改正の実現を求める会長声明

法制審議会は、本日(本年2月12日)開催の同審議会総会において、再審法改正部会が去る2月2日に反対3を含む多数決で取りまとめた「刑事再審手続に関する要綱(骨子)」(以下「要綱(骨子)」という。)を採択し、法務大臣に答申した。しかし、本日の法制審議会における採択は、反対4、棄権1を含むものであって、法制審議会としては異例のものであった。このことは、要綱(骨子)の内容が、えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするという再審法改正の目的に沿ったものではなく、かえって今まで以上に救済を困難にしかねない内容を含んでいることを示している。その主な問題点は以下のとおりである。

第1に、要綱(骨子)は、「再審の請求についての調査手続」を新たに設け、「審判開始決定」がなされない限り、事実の取調べや証拠の提出命令を行うことができず、直ちに再審請求が棄却されることになる。この規定により、再審請求人が無罪につながる証拠の開示を受けられないまま、書面審査のみで再審請求が速やかに棄却されるおそれがある。また、財田川事件は獄中から裁判所に手紙が送られたものであったが、この規定では救済されないことになる。

第2に、要綱(骨子)は、証拠開示について、裁判所に証拠を提出する方法によるものとし、その対象を、「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」について、関連性、必要性、弊害の程度等を考慮し、相当と認めるものに限定している。この規定では、関連性、必要性、相当性を弁護人が具体的に主張、疎明しない限り、証拠開示が認められないおそれがある。また、裁判所が証拠の提出を命じない限り、再審請求人と弁護人は直接証拠にアクセスできないことになる。えん罪被害者を救済するためには、およそ再審請求理由と関連性がないものを除き、証拠は原則として開示されなければならない。

第3に、要綱(骨子)は、開示証拠の目的外使用禁止について定めている。開示された証拠を適正に保管しなければならないことは言うまでもない。しかし、新証拠の獲得のために開示証拠を支援者に交付すること等も目的外使用にあたる懸念があり、委縮効果は非常に大きいものがある。

第4に、要綱(骨子)は、再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止(廃止)していない。再審開始決定に対する検察官の不服申立により、えん罪被害者の救済が著しく阻害されていることは、近年の袴田事件、福井事件の例からも明らかである。

福井事件では、検察官は証拠を隠したまま不服申立を行っているものであり、「公益の代表者」としてあるまじき対応である。ドイツでは1964年から再審開始決定に対する不服申立を禁止しており、理論上も実際上も問題は生じていない。検察官は、再審開始決定が誤りであると考えるのであれば、再審公判で有罪の主張をすればいいのである。

第5に、要綱(骨子)は、期日指定に関する規定を設けていない。再審請求手続において、期日指定の規定がないことが審理の停滞による手続の長期化を招く原因となっている。迅速、円滑な審理のために、期日指定の規定を設ける必要性が高いことは明らかである。また、証人尋問、鑑定や検証、意見陳述等の重要な手続は、公開の法廷で行うべきである。

第6に、要綱(骨子)は、再審開始決定に関与した裁判官を再審公判から除斥するとしている。再審請求審と再審公判は一連の手続であり、同一の裁判官が担当することは当然のことである。日本と同様の構造を採用しているドイツや台湾でも、そのように運用されている。日本でも、同一の裁判官が担当することに問題があるという指摘はこれまで全くなされていなかった。検察官は、再審開始決定に対して何度も不服申立を行い、再審公判でも一から有罪立証が可能ということになりかねない。

再審法改正に関しては、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(以下「議連法案」という。)を取りまとめている。議連法案は、再審制度によってえん罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から策定されたものであって、えん罪被害者の迅速かつ容易な救済を指向するものである。また、その内容を見ても、再審請求手続における検察官保管証拠等(送致書類等目録を含む。)の開示を幅広く認めるとともに、再審開始決定に対する検察官の不服申立を全面的に禁止(廃止)している点などは、法制審が答申した要綱(骨子)よりも優れており、高く評価できるものである。

よって、当会は、上記のような問題点を含む本日の法制審答申に反対するとともに、再審法改正の中核をなす部分については、議員立法により議連法案のとおり速やかに成立させることを求める。

2026(令和8)年2月12日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

菊池事件再審請求棄却決定に強く抗議する会長声明

2026年1月28日、熊本地方裁判所は、いわゆる「菊池事件」について、再審請求を棄却する決定(以下「本決定」という。)をした。

菊池事件とは、1952年7月に熊本県で発生した殺人事件について、無実を訴える被告人に対し、死刑判決が言い渡され(その後最高裁判所で確定。以下「確定判決」という。また、確定判決にいたる裁判手続を「確定審」という。)、確定後も被告人が再審を求める中で1962年9月に死刑が執行された事件である。ハンセン病とされていた被告人の刑事裁判は、ハンセン病に対する差別と偏見から、菊池恵楓園及び菊池医療刑務所内のハンセン病隔離法廷(特別法廷)で行われた。ハンセン病に対する差別と偏見は根強く、被告人の遺族が、被告人の遺志を受け継ぎ再審請求を行うことができたのも死刑執行から60年近く経った2021年4月のことであった。その再審請求に対してなされたのが本決定である。

本件再審請求に先立つ菊池事件国賠事件の熊本地方裁判所判決(以下「菊池国賠判決」という。)は、特別法廷で行われた確定審は憲法第14条第1項の平等原則に違反し、ハンセン病

に対する偏見・差別に基づき本件被告人の人格権を侵害したもとのとして憲法第13条にも違反し、さらに裁判公開原則を定めた憲法第37条第1項及び第82条第1項に違反する疑いがあるとした(その後確定)。

ところが、本決定は、上記菊池国賠判決と同様に、確定審の特別法廷を開廷場所に指定した手続は憲法第13条及び第14条第1項に違反し、その審理は裁判の公開原則を定めた憲法第37条第1項及び第82条第1項に違反する疑いがあるとする一方で、憲法に適合した公開法廷で審理したとしても「確定判決の証拠関係等に変動はないから、これらの憲法違反が確定判決の事実認定に係る重大な事実誤認を来すものとは認められない」として、憲法違反を理由とする再審開始を認めなかった。

もとより、公平中立でない裁判は、裁判とはいえない。偏見と差別に満ちた裁判は裁判の名に値しない。憲法第31条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と定めている。憲法違反の裁判の名に値しない手続で生命を奪うことが、憲法第31条に違反する不正義であることは明らかであって、その不

正義を匡すには裁判のやり直し、すなわち再審を開始すること以外にない。重大な憲法違反の手續で死刑判決、しかし再審は認められない、生命は奪われる、このような不正義を許さないのが我が国の司法である。菊池事件は、この一事のみにおいても、非常救済手段としての再審請求が認められるべきものである(最高裁判所大法廷昭和47年12月20日判決参照)。

しかも、本決定は、弁護人が提出した新証拠(法医学鑑定書・供述心理学鑑定書)について証拠価値を否定したが、確定審の手續保障が欠けたのはハンセン病に対する差別や偏見が理由であるとしたのだから、確定判決の事実認定にも差別や偏見に基づく事実誤認があったのではないかという視点を持ち、真摯に新証拠に向き合うべきであったのにこれも怠っている。

弁護団は本決定を不服とし、去る2月2日、福岡高等裁判所に即時抗告をした。その即時抗告審が同月10日に同高等裁判所で異例の早さで始まった。同日の進行協議において同高等裁判所は「スピード感をもって進めたい」と説明したという。

当会は、1日も早く菊池事件の再審が開始され、被告人の無実が明らかになることを願うとともに、死刑制度の廃止及び手續の憲法違反を再審事由として規定することを含めた再審法の改正等えん罪を防止・救済するための制度改革の実現を目指して努力していくことを固く決意する。

2026(令和8)年2月17日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

「日野町事件」検察官による特別抗告を棄却した最高裁決定についての会長声明

本年2月24日、最高裁判所第二小法廷(裁判長裁判官 岡村和美、裁判官 尾島明、裁判官 高須順一)は、いわゆる「日野町事件」の第2次再審請求の特別抗告審につき、再審開始を決定した原々決定(大津地裁)に対する検察官の即時抗告を棄却した原決定(大阪高裁)に対する検察官の特別抗告を棄却し、再審開始を維持し、確定する決定をした(以下「本決定」という)。

本件は、1984年12月、滋賀県蒲生郡日野町で発生した強盗殺人事件である。被害者が営む立ち飲み酒店の常連客であった故阪原弘氏(以下「阪原氏」という)が犯人として逮捕、起訴されたが、阪原氏は公判では一貫して無実を訴えてきた。

第一審判決(大津地裁)は、自白の信用性はないとしながらも情況証拠から有罪を認定し、無期懲役の判決を言い渡した。他方、控訴審判決(大阪高裁)は、情況証拠から有罪認定はできないとしながらも自白の基本的根幹部分は信用できるとして、控訴を棄却した。最高裁は、第一審と控訴審で有罪認定の根拠が異なる中で、2000年9月に上告を棄却し、無期懲役の有罪判決が確定した。

阪原氏は、2001年11月に第1次再審請求を申し立てたが、服役中に病に倒れ、2011年3月に帰らぬ人となり(享年75歳)、阪原氏の遺志を引き継いだご遺族が2012年3月、第2次再審請求を申し立てた。

本件は、阪原氏と犯人を結び付ける直接的証拠も十分な情況証拠も存在せず、任意性と信用性に疑問のある自白調書しかないという脆弱な証拠構造であったが、阪原氏が金庫発見場所・遺体発見場所を知っており、誰にも教えられことなく案内できたという捜査結果が有罪認定の大きな根拠となっていた。

第2次再審請求において、捜査時に撮影された写真のネガが開示され、金庫発見場所への引当て捜査報告書に「往路」として貼付されていた写真の中に「復路」の写真が混在していたことが明らかとなった。また、遺体発見場所への引当て捜査で、阪原氏に「リハーサル」をさせて現場再現を行わせていたことも判明した。

これらにより、金庫発見場所・遺体発見場所の引当て捜査結果の信用性が大きく揺らぎ、2018年7月、再審請求審(大津地裁)は再審開始を決定し、2023年2月、即時抗告審(大阪高裁)は検察官の即時抗告を棄却した。

本決定は、「記録によれば、所論引用の証拠の新規性及び明白性を認めて、本件再審請求を認容すべきものとした原々決定の結論を正当とした原判断に誤りがあるとは認められない」と明確に判示し、検察官の特別抗告を棄却して、原々決定の再審開始決定を維持し、確定させたものである。

当会は、再審開始決定を維持、確定させた本決定を心から喜び、長年にわたりえん罪と闘ってこられた阪原氏と同氏の遺志を引き継いだご遺族、再審弁護団の活動に対して、あらためて深甚なる敬意を表するものである。

また、裁判所に対して、直ちに再審公判を開き、必要最小限の審理を行って無罪を宣告することを要望し、検察官に対しては、本決定を真摯に受け止め、無罪を言い渡すべき再審公判の審理に協力することを強く求め、雪冤を果たすことなく世界した阪原氏の名誉回復が早期に行われることを期待する。

本件により、あらためて再審法(刑訴法第4編「再審」)の不備が浮き彫りになった。第2次再審請求で開示された証拠が再審開始決定に向けて非常に大きな力となったものであるが、本来は通常審、遅くとも第1次再審請求で開示されるべきものであった。このような事態は、証拠開示に関するルールが存在しなかったことから発生したものである。

また、再審開始決定に対する検察官の2度にわたる不服申立により、再審開始決定の確定までに約7年7ヶ月もの年月が経過している。検察官の不服申立がなければ、阪原氏の雪冤と名誉回復はもっと早期に果たされていた。このような事態を避けるために、再審開始決定に対する検察官の不服申立は禁止されなければならない。

袴田事件(2024年10月に再審無罪が確定)、福井事件(2025年8月に再審無罪が確定)に続き、本決定は、再審法はどのように改正される必要があるのかを明らかにするものである。当会は日弁連とともに、再審請求事件における幅広い証拠開示、再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止をはじめとした、えん罪被害者をすみやかに救済するための再審法改正の実現を目指して、全力を尽くす決意である。

2026(令和8)年2月26日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

「飯塚事件」第2次再審請求即時抗告棄却決定に対する会長声明

福岡高等裁判所第1刑事部(溝岡禎久裁判長)は、2026年2月16日、いわゆる飯塚事件の第2次再審請求の即時抗告審について、再審請求を棄却した福岡地裁第4刑事部の原決定(鈴木晋一裁判長)を是認し、即時抗告を棄却する決定をした(以下、「本決定」という)。

飯塚事件は、1992年2月20日に、福岡県飯塚市で通学途中の小学1年生の女児2名が行方不明となり、翌21日に同県甘木市内の山中で遺体が発見された事件である。事件発生から約2年7か月後に逮捕された久間三千年氏(以下「久間氏」という)は、当初から一貫して無実を主張していたが、死体遺棄、

略取誘拐、殺人で起訴され、福岡地裁は1999年9月29日に久間氏に対して死刑判決を言い渡し、控訴、上告も棄却されて2006年10月8日に死刑判決が確定した。

飯塚事件においては、久間氏と事件を結びつける直接証拠は全くなく、①被害女兒の遺体から検出されたDNA型と久間氏のDNA型が一致したとするDNA鑑定、②誘拐現場とされる通学路上で被害女兒を見たとする目撃供述、③事件当日に久間氏の所有車両と特徴が一致する車両を見たとする目撃供述等の状況証拠によって有罪認定がされている。

しかし、飯塚事件のDNA鑑定（MCT118型鑑定）は、再審無罪が確定した足利事件と同じ手法のものであり、後に足利事件においてはMCT118型鑑定が冤罪を生んだ最大の原因の1つとされている。飯塚事件でも、もともとMCT118型鑑定の信用性に疑問が呈せられていた上に、第1次再審請求において、DNA鑑定には写真の改ざん等の極めて重大な問題点があったことが明らかとなり、裁判所もMCT118型鑑定の証明力は減殺されると認めたとしたが、再審開始は認めなかった。

第2次再審請求では、上記②の目撃者は、捜査機関の強引な誘導で供述調書が作成され、被害女兒を見たのは事件当日ではない旨新たに証言した。また、別の目撃者は、事件当日に後部座席に2人の女兒を乗せた犯行使用車両と思われる車を目撃したが、久間氏の所有車両とは特徴が異なり、運転していた人物も久間氏ではなかった旨新たに証言した。しかし、福岡地裁は「警察官がこのような捏造を行うというのは考え難い」等として、上記目撃者の新証言の信用性をいずれも全面的に否定し、再審請求を棄却した。

即時抗告審において裁判所は、証拠開示の範囲を限定し、か

つ、裁判所のみが確認するインカメラ手続を行うに止め、証拠開示命令や提出命令の発出等弁護人に対する開示の措置を講ずることのないまま、本決定により即時抗告を棄却した。本決定は弁護人が提出した新証拠の証拠価値を否定しているが、それについての審理を尽くしたとは到底言えず、また、新旧全証拠の総合評価を行っていないという点で白鳥・財田川決定にも違反する。このような本決定は「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に反し、裁判所は無辜の救済や真実究明を放棄したという他ない。

また、原審において、警察からの送致文書リストの開示を書面で裁判所から勧告されたにも関わらず、その開示を拒否した検察官の対応は、えん罪被害者の救済をさらに困難にするものであり、「公益の代表者」（検察庁法第4条）とはかけ離れている。

MCT118型鑑定が冤罪を生むおそれを孕んだものであることが広く報道されていた2008年10月28日に、再審を望む久間氏に対して死刑が執行された。飯塚事件は再審制度に対してだけでなく、我が国の死刑制度に極めて重大な問題点を提起するものである。

本年2月24日、弁護人は本決定に対する特別抗告を行ったとのことである。当会は、飯塚事件の再審請求について引き続き注視していくとともに、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正、死刑制度の廃止並びに死刑執行の停止に向けて、努力していく所存である。

2026(令和8)年3月6日
東京弁護士会会長 鈴木 善和